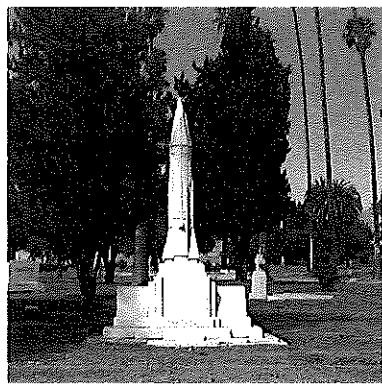


# 現代お墓事情

ゆれる家族の中で

井上 治代



創元社

現代お墓事情

ゆれる家族の中で

井上治代

創元社



9784422320205



1910036016007

ISBN4-422-32020-3

C0036 P1600E

定価1,600円(本体1,553円)

## 目 次

序 誰もが無責任には死ねない時代	三
葬送の自由を求めて	四
墓の管理システムが新しい生き方を拒む	四
地価高騰で、ますます墓地難時代に	六
「家」と「人間性」混同してないか	八
I ルポルタージュ 「墓から見えた現代」	一
一、永代供養墓を集まつた人々	二
琵琶湖を一望する墓	三
離婚・非婚時代 「死後の自立」はあるの?	四
「死後の結婚」 「死後の離婚」	六
今、献体希望者が増えるわけ	八
二、「家」意識をひきずる墓	九

結婚一年、夫の墓を建てる

自殺を思いとどめたものは墓だつた

女の子の家の悲劇

お墓を継いだ者が正統派?

三、家族と墓の持つ精神的な意味

若い女性アルコール依存症者が磨く墓

四、お墓を継ぐが正統派?

II 「」まできた墓への「意識」

一、女が本音を吐いたアンケート調査 —男性との比較のなかで—

「夫婦で入りたい」が一番多い

家族・血縁を頼らない女たち

「一人で入りたい」という男女

夫の実家の墓を拒否する妻たち

「後継ぎはいらない」が多数

墓参り・先祖は大事

こんなお墓に入りたい

高齢者が抱く墓への想い

二、高齢者が抱く墓への想い

「死に支度」—生前にお墓購入が七割

高齢者の移動—「先祖の墓」と結びつく

III 「後継ぎ」って何だ?

一、法律からみた後継ぎ

「後継ぎ」の法律を知る

親族以外は継げない?

「慣習」の法的範囲

結婚改姓した娘が実家の墓を継げるか?

「氏」が変わると承継できない

二、今も残る明治民法の「家」とは?

家族制度

親族が象徴するもの

家父長制・長男相続

男性優位・男女産み分けの実態

女性の地位と氏と墓

三、戦後の民法改正時のいきさつ

## 民法改正の経過

家制度廃存派の説得材料だった

「家」廃止はGHQ命令ではない

四、民法改正四十周年後のツケ

後継ぎのない者を差別

無縁墓の増加

後継ぎシステム反対の声

## IV

### 「葬法の自由」はあるの？

（一）お墓の歴史

万葉時代にあった「火葬」

日本にもあった「散骨」

一般民衆は風葬が主流

古典文学に表われた葬送

墓石と寺院墓地の誕生

檀家制度が庶民の慣習を変えた

「家の墓」一ルーツは明治

### 明治政府が奪った葬法の自由

二、あなたは、どんな葬法がいいか？

墓以外に埋められない法律

海山に骨灰を撒けるか

遺骨がお花畑に撒かれていた！

土葬か火葬か？

海山に撒く・献体・墓は必要ない人

葬法にもつと選択肢を

## V これからの墓を考える

一、世界に学ぶ今後の墓

墓守り不要—アメリカのシステム

ヨーロッパの期限付きの墓

安価で移動に便利な欧米の散骨

国土と棺用木材節約の中国の散骨

アメリカの巨大葬祭ビジネス

葬祭ビジネスがシステムを変える

## I、「土地問題」が墓を変える

今後の墓の需要

高層化・室内化、ベイエリアにも

## II、「多様化した生き方」が墓を変える

会社・団体の墓

長男長女時代の両家墓

後継ぎのない人の合祀墓

## VI 現代アメリカお墓事情

### 一、墓地經營—教会には墓がない?

### 二、アメリカの葬法

モーソリウム（壁墓地）

コロンバリウム（納骨堂）

増える火葬とスキヤタリング（骨灰を海山に散骨）

### 三、アメリカの墓

見えない墓石

ユニークな墓

## IV、死後のサービスと葬儀

エンバーミング（遺体保存）

死後のドレスアップ

キヤスケット

葬儀一式の値段

墓に関する意識とビジネス

誰と一緒にに入る?

墓参り

多民族国家

ビジネス

## VII 墓を建てるための基礎知識

- ① お墓は自宅の庭に造れるか.....[14]
- ② 墓地の申請をすれば誰でも墓地を造れるのか.....[14]
- ③ 納骨堂は墓のかわりになるか.....[14]
- ④ 墓地はどうして手に入れるか.....[14]
- ⑤ 生前にお墓を求めると節税に.....[14]

# 現代お墓事情

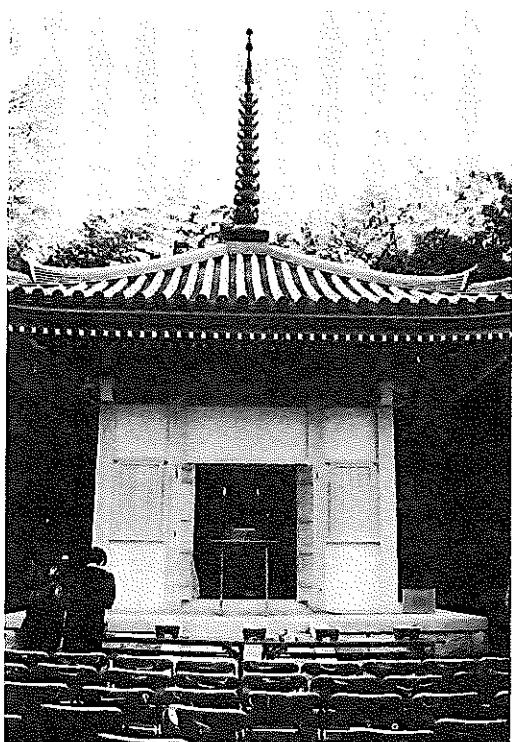
## —ゆれる家族の中で—

### 資料

- あとがき
- 1 後継ぎのいない人のためのお墓（碑・像）一欄.....[11]
  - 2 お墓に関するアンケート調査一欄.....[10]
  - 3 お墓に関する法律.....[10]
- 〈追記〉 散骨、認める（法務省見解91年10月15日）.....[10]
- お墓を建てる費用はどのくらい？.....[12]
- 靈園墓地か寺墓地か.....[10]
- 都営靈園申込みに必要な条件と書類は.....[11]
- 建墓ローンとはどんなもの？.....[14]
- 墓地の転売はできるか.....[14]
- お墓を引っ越しには.....[16]
- お寺とのつきあい方は.....[17]

本文イラスト・富田淳子

### III 「後継ぎ」つて何だ？



「女の碑の会」の納骨堂。京都嵯峨野の常寂光寺

既に親は死に絶え、兄弟も一人死に、二人死に、親しかつた友人や長年連れ添つた連れ合いにも先立たれたりもする。一方、死にゆく者と、これからの人々が交錯する日常。孫というこれらの人間に、自分が生きた証を確認しながらも、そのかわいい者とは同時代を生きられない寂びしさも同時に感じる。やがて終わろうとしている自分の人生に関わった全ての人を慈しみ、同時代と共に生きた人々への郷愁は尽きない。そんな感情と、墓が結びつくのではないか。死に去つていった人とまた一緒になれる場所。そしてまたそこで待つていれば、やがては息子もかわいい孫とも一緒になれるだろう、といった確認が、終末期の人間の心理にどれだけ心の平静さを与えていることか。

私が実施したアンケートでも墓は、「先祖を祀るところ」(四〇・八%)には及ばないが「死後の住みか」(三〇・〇%)と答える人が増えていく。ちなみに「その他」(三七・九%)の人は「自分の生きた証をモニュメントとして残すところ」「ただ単に骨が埋めてある場所」という認識しか持てない」といった意見が多く、「特に意味を感じない」「あくまでも生き残った人達のもの」「風景の一コマ」「散歩道」などがあった。

## 一、法律からみた後継ぎ

### 「後継ぎ」の法律を知る

「墓守り」や「後継ぎ」という言葉がこれまで何度も使われてきたが、アンケートをとると、全くどういう意味なのかわからないという人たちがいた。わかっているという人でも、なかなか正確に理解している人は少ないだろう。そこでまず、「後継ぎ」とはどういうことなのか、から説明することにしよう。

全ては民法の第八九七条から始まる。

#### 第八九七条【祭祀財産の承継】

系譜・祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。

②前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

この条では祭祀財産といわれる系譜（一族の系統を記載した文書。系図など）や祭具（仏壇その他祖先を祀るために用いられる物）、墳墓（遺体・遺骨を埋葬した敷地および墓標）は、一般の財産と異なつて、「慣習」や「被相続人の指定」によつて「祖先の祭祀を主宰すべき立場の者」がこれを受け継ぐと定めている。

優先順位としては、まず被相続人の指定（遺言でも、生存中に口頭・文書でもよい）があればそれが優先され、指定のないときは慣習によつて決める。この慣習でも決まらないときは、家庭裁判所が決めることになつている。

日本では普通、遺言など指定がある場合が少ないので、「慣習に従つて」定めることが一般的である。では一体、この「慣習に従つて」とある「慣習」とは何か？

表3は、都當靈園における承継者の統柄を調べたものである。これでもわかるように、「長男」が五割と最も多く、「配偶者」の一割がこれに続く。一〇年前の調査もほぼ同様であったが、ただ「配偶者」が一二・六%と低く、「甥・姪」が四%と多かつた。配偶者が少ないとすることは、一〇年前は承継者であつた夫が亡くなると「妻よりも子の代へ」という考え方が今よりも強かつたであろうことが一つ考えられる。また継ぐべき子どもがいない夫婦が、かつては「甥・姪」に渡したが、今は親族といえども疎遠な時代。だから「夫が死んだら妻へ」というケースが増えたといえる。また「今は夫婦が単位。なるべく子どもをあてにしないかわりに、夫が亡くなれば夫のものは妻のもの。その後に子どもへ」といふ核家族化からくる意識の変化もあるうか。子どものいない夫婦自身の増加も考えられなくもない。

表3 都営霊園埋葬場所使用者の承継について

1986年度

項目 申請者続柄	承継申請者 の数 (%)	承継理由			同 意		申請者住所	
		死 亡	高 齡	他	有	無	都 内	都 外
合 計	500 (100)	479	20	1	109	391	350	150
配偶者	101 (20.2)	101	0	0	12	89	65	36
長男子	249 (49.8)	240	9	0	17	232	177	72
男 子	46 (9.2)	43	3	0	34	12	32	14
女 子	46 (9.2)	42	4	0	17	29	35	11
孫	13 (2.6)	12	1	0	5	8	9	4
兄弟姉妹	15 (3.0)	15	0	0	8	7	12	3
甥 姪	5 (1.0)	2	3	0	1	4	4	1
その他親族	24 (4.8)	24	0	0	15	9	15	9
特別縁故者	1 (0.2)	0	0	1	0	1	1	0

調査・東京都建設局公園緑地部靈園課

それはともかく「長男」が半数であるうえに、二割を占める配偶者のうち、配偶者は中継ぎで長男へ渡る場合もあるので、結局、「慣習」が意味するものは、明治民法・家督相続時代からの「長男相続」が主体であることがわかる。

### 親族以外は継げない?

ところで、承継者の続柄の欄に友人・知人といった、いわゆる親族以外の人がいないのにお気づきだろうか。民法八九七条は「慣習によつて定めよ」とあるだけで、友人・知人ではいけないとどこにも書かれていなかつた。そして「慣習」とは何か、も条文では明らかにされていない。がしかし、都営霊園の規定がもととなり、多くの規則書には、「承継者は、六親等内の血族・配偶者・三親等以内の姻族に限る」とある。これは法律でいう「親族」の範囲である。このような規定があるために、子どもがいないうから知人に継いでもらうなどということは困難になつてゐる。

ただ、小さな寺院のお墓では、規則書がなかつたり、あつても「きちんと継いで管理料を払えるのならいいですよ」と、お坊さんの裁量で、親族以外でも許可してくれる場合がある。お坊さんにとっては既にある墓が無縁になつて、管理料や供養料などの収入が絶たれることを考えれば、親族でなくとも継いでくれる人がいたほうが得策だ。後で書くことになるが、無縁になつた墓を片づけて再び売るには、一〇年の歳月と改葬の新聞告知という莫大な費用がかかるのだ。

小さな寺院の墓は別として、多くの墓は親族でないと継げないとすることになつてゐる。都の霊園課

に「子どもたちが全て放棄するという承諾書を書けば、親族以外の知人などでも継げるか」と聞いたところ、「六親等内の血族・配偶者、三親等以内の姻族に限ると規則書にあるので、たとえ親族の承諾書があつても継げません」ということだった。決まりは決まりということなのだろう。でもおかしいではないか。八九七条はお墓の所有者が承継者を指定すればそれが優先されるとある。

なぜ「親族」かというと、それは、墓が「家」の墓という戦前の明治民法の家制度的傾向を強く残しているからだ。本家・分家を含めてかつての「家」の構成員やその親族関係の中から定めよというのだ。「家」の墓という意識がなかつたら、なにもわざわざ「親族」と規定する必要もない。

確かに明治民法時代は長男相続で、長男が継げなくとも親族の範囲内で継いだ。民法改正時には「慣習」が意味するものは「親族」による承継であつただろう。しかし、「親族」でなければいけないという法律の条文はないのであるから、使用規則書にそのように規定してしまうことには疑問が残る。特に現代のような遠くの親戚より近くの他人の時代に、「親族」とことわることにどれほどの意味があるのだろうか。それが慣習の実態だというのだろうが、「親族」でなければならぬという規定があれば、「慣習」だつてそれ以外になるはずもないのだから。

また、家庭裁判所の判例からみても、「慣習」とは、必ずしも「親族」とは限らないことがわかつた。

### 「慣習」の法的範囲

都営霊園の承継者の統査調査で、「慣習」の実態が何であるのかを見てきた。もう一つ慣習が何を意

味するかを知る方法がある。それは、第八九七条の二項「慣習が明かでないときは、家庭裁判所がこれを定める」とあるので、家庭裁判所が、どのような理由でどういう立場の人を承継者にしているかで、「慣習」の法的範囲を知ることができる。

竹内康博氏（東邦学園短大）は比較家族史学会（一九八九年六月）の「祭祀承継における墓と法律問題」について発表されたなかで、この家庭裁判所の審判例についてとりあげている。

#### 家庭裁判所の審判例

○大阪高裁（一九四九・一〇・二九決定）相続人である弟、妹を排して、二〇年来生活を共にしてきた内縁の妻を祭祀承継者に指定

「八九七条による承継者は、被相続人と親族関係があることや、氏を同じくすることを必要とせず、また、八九七条にいう慣習とは、旧法時代の家督相続的慣習ではなく、新民法施行後新たに育成される慣習である」

○名古屋高裁（一九六二・四・一〇決定）別居、分家をして被相続人と同居しない長男、次男、長女を排し、次女を祭祀主催者に指定

○東京地裁（一九七一・三・八審判）以前より重婚的内縁関係にあり、前妻の死亡後婚姻した妻を排して、養女を祭祀主宰者に指定

「祭祀承継者指定の審判には、一般に被相続人との血縁関係・親族関係・共同生活関係・祭祀承継の意志および能力、被相続人との親和関係などを考慮すべきことのほか、祭祀財産の取得目的や管

### 理などの経緯についても考慮」

新民法が施行された直後の一九四九年の大坂高裁では、相続人である弟や妹を排して、内縁の妻とう親族以外の者を承継者に定めている。そして「八九七条による承継者は、被相続人と親族関係があることや、氏を同じくすることを必要とせず、八九七条いう慣習とは、旧法時代の家督相続的慣習ではなく、新民法施行後、新たに育成される慣習である」とした。その後、名古屋高裁では、長男長女がいるなかで次女が指定されている。

これによると、被相続人と親族関係があることを必要としないわけであるから、どう考えてみても、都営霊園とそれに並ぶ民間霊園の規則書に「親族に限る」と規定するのはどうも行き過ぎに思えてならない。

「氏」についても同様のことがみられるので、続いてお話をすることにしよう。

### 結婚改姓した娘が実家の墓を継げるか？

よく墓は長男相続で、他家に嫁ぐ「女性は墓が継げない」と思い込んでいた人がいる。お墓の法律があると聞けば、その法律には「女性は継げない」と書かれている勘違いしている人が多いようだ。八九七条を見ても分かるように、どこにも「女性ではない」とは書かれていない。だから法律の専門家は、男女平等の法律で何ら問題がないと言ふ。しかし、実態はどうだろうか。結婚して夫の姓に改姓した娘が実家の墓を継ぐとなると、なかなか継ぎにくいものがある。それは一つには墓が

「家」の墓としての性格を引きずっているからだ。「嫁にやる」「嫁にもらう」などという言葉が今もつて残っているように、結婚すると女は改姓し、夫側の家の人間になつたかのように思われていて。したがって、夫の親の老人看護や墓守りを担い、自分もその墓に入っていく。嫁いで姓が変わった身で実家の墓は継げないとといった考え方が根強く残っている。これは意識だけの問題であつて、新民法では女が夫の家の墓を継ごうが、実家の墓を継ごうが、それをいけないとする法律はどこにもない。

ただ、このような意識や慣習をいつまでも残してしまう要因が社会にある。実例をお話することにしよう。

東京に住む大野正子さん（仮名・四六歳・主婦）は、「私は一人娘でしたが、結婚して主人側の姓になりました。そのうち実母が死に、都営八王子霊園にお墓を作つたとき、墓石に母の姓を刻んだところ許可されず、かといって娘家の姓にもできず、刻んでしまつた母の姓（私の旧姓）を削つて「憩」の字を彫り直しました」と。

一度彫つてしまつた墓石を平らに削り、また彫り直させられたのであるから、費用もその分余計にかかるつてしまつたと彼女は言う。

これはどういうことかといふと、都営霊園には「靈園使用上の制限」というのがあって、「墓碑は、一墓所一墓石であり、家名を表示する場合は原則として使用者（名義人）の家名しか刻字できません」といった規定がある。大野正子さんの場合、名義人は墓を建てる彼女本人。「名義人の家名しか刻字できない」となると、それは夫側の姓ということになる。それを彼女は、実母のために実母の墓を作るの

だからと、母の姓を刻んだ。ごく当然のことをしたようと思うが、それでは許可されなかつた。

なぜこのような規定があるかというと、もし実母の姓を刻んだならば、その墓を承継する彼女も、そのまま子もみな別の姓になる。墓石に刻まれた家名と別の者がその墓を繼いでいくことが困難であるからだ。娘の代ならばまだ自分の親が入っているのだから守られるだろうが、子孫が、なぜこんな「よその墓」を守らなければならないんだろう、ということになりかねないのだ。

この実例は一つ良いことを教えてくれている。要するに墓石に家名を刻字しなければ、嫁いで姓が変わつた娘であろうと継げるということである。

### 「氏」が変わると承継できない

民法に定められた法律で、全ての基準となる相続編・第八九七条以外に、親族編に次のような規定がある。

#### 第七六九条　【離婚による復氏の際の祭祀供養物の承継】

婚姻によつて氏を改めた夫又は妻が、第八九七条第一項の権利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を定めなければならぬ。  
②前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、前項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

七六九条は、結婚して改氏した者が、お墓の承継者になつた後、離婚し復氏した場合、その権利を失

うということを規定している。それが例え、婚姻時の氏を選択した離婚であつても、その氏は單なる便宜上の符合であつて何の効力も持たないので、結局、改氏した者同様、墓の承継権を失う。端的に言えば、「氏が変われば繼げない」といつてゐるのだ。

具体的にどういつた例を考えて、このような規定ができるいるかというと、娘だけしかいな家の、家が絶えないようにと妻の氏を選択した結婚をさせた。そして家名を継いでくれたお嬢さん（届けを出して婿養子にする場合もある）に墓の所有権を承継させた。その後、この夫婦が離婚して夫が旧姓に復氏したら、もうその墓を繼ぐ権利はないよと。もし夫が離婚によつて改氏するのが嫌で、婚姻時の氏を名乗つたとしても、それは便宜上の名で、妻の家名とは別ものとなり、同様に権利を失う。他人になつたお嬢さんに、嫁側の家の墓が乗つ取られないようによつていう法律だ。墓と氏の違う、もとお嬢さんでは、継ぎにくいだろうから、とも説明されている。しかしその墓は、結婚期間が長かつたりすると、お嬢さんの得た収入で買った墓である場合も考えられ、氏が変わればその権利を失うといつた単純なものでもないと思うのだが。

妻の氏を選択した結婚は、娘だけの家の家名存続のためにあるのではなく、「夫の氏、妻の氏」どちらでもいいのを、たまたま妻の氏を選択したという発想のほうが正しい。そういう夫婦が老後のためにと夫名義で墓を買つた。その後二人は不仲となり離婚した。こういつたケースで「復氏したらその権利を失う」というのは、納得のいかない説明ではないか。

この七六九条の法律は、これがもととなつて、あらゆる「復氏」の際に準用されている。

## 第七五一条「生存配偶者の復氏」

夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。

- ② 第七六九条の規定は、前項及び第七二八条第二項「生存配偶者の婚姻関係終了の意思表示」の場合にこれを準用する。

## 第七七一条「裁判上の離婚における、協議離婚の規定の準用」

第七六六条乃至第七六九条の規定は、裁判上の離婚にこれを準用する。

## 第八〇八条「養子縁組の取消、取消の効果、祭祀供養物の承継、復氏」

### 第一項省略

- ② 第七六九条及び第八一六条「離縁による復氏」の規定は、縁組の取消にこれを準用する。

## 第八一七条「養子における、離縁による復氏の際の祭祀供養物の承継」

第七六九条の規定は、離縁にこれを準用する。

例えば夫が亡くなつて、妻が墓の承継者になつたとする。配偶者が亡くなつたとき法律は旧姓に復することを認めているので、この妻が旧姓に戻ると、この夫が眠る墓を妻が承継する権利を失う（七五一條）。

協議離婚における七六九条の規定を裁判上の離婚にも準用（七七一条）。その他、養子縁組の取消・離縁によって復氏した際も同様にその権利を失う（八〇八・八一七条）。

養子も、先に話した妻の氏を名乗つた夫と同様、その関係が成立した期間が長かつたりすれば、養親

## 二、今も残る明治民法の「家」とは？

### 家族制度

お墓の承継について定めている法律は、旧「家」制度時代の家督相続的な要素が強いことを何度もとなく言つてきた。この「家」制度とは一体どんなものだったのか。それをしっかりと踏まえることによつて、現代にどのように残つてしまつてゐるかが、より鮮明にわかつてくると思う。

戦前の民法を学ぶにあたつて、一つお話しをおきたいことがある。それは、「旧民法」という表現である。学問上「旧民法」というと、明治初めのころの民法を指し、決して戦前の民法をいうのではないということだ。明治三一年から第二次世界大戦まで続いた民法は「明治民法」という。戦前の民法を「旧民法」と表記するほうが一般的には分かりやすいとも思つたが、正確な表現を用いることにした。

したがつて、この本でいう「明治民法」とは、「明治時代の民法」の意ではなく、明治三一年に施行されたから第二次世界大戦まで続いた民法をいう。

私は東京・神田の古本街を探し歩いて、一九四八年（昭和二三）に出版された『家族』（国立書院・社会学大系第一巻）という本を見つけた。四八年といえば、新民法が施行された年である。大改正であつたため、当時は啓蒙書や解説書が多く出版されたにちがいない。この本のなかで、「家族制度」という章を中川善之助氏が執筆している。これまでの家族制度の何たるかを解き、続いて新憲法・民法改正の解説、最後に「新しい家のモラール」で結んでいる。

そのなかで中川氏は、家族制度を

「人々が、同時代的に、家族的共同生活をする場合のことだけを考えず、一つの家という観念的な集団が幾代も幾代も続けられていて、その構成員はいつも家の継続とのために、己を犠牲にして奉仕するというような生活を想定し、その制度を家族制度と呼んでいる」と、このように解説している。現実的集団としての家の生活はあるが、そのうえに、連綿として何代も受け継がれた家というものが觀念されている。だから何某の家といつても、それは決して現実の世帯的集団をいうのではなく、何某の祖先から伝わって何某に至り、さらに何某の子孫に永く伝えられるべき「家」というものが考えられている、と彼は言うのだ。

そしてこの「家」の永続性のために、三つの特色ある原則をあげている。

第一には、家長といふものがあつて家の統制にあたること。この家長の権利即ち家長権は極めて強大で、家族に対するさまざまな決定権を持つていた。

第二に、この家長たる地位は血縁によつて承継せられるという原則、即ち血統継続の原則といふものがある。そして家族制度が盛んになつたころの社会は、父系的原理の支配する社会であつたから、血統というものは父系の血統のことである。

第三には、財産を家に集中して、家長が相続し、家と家長の地位を安固たらしめるという原則があつた。

このような家族制度の骨子を理解したうえで、もう少し詳しくお話していくことにしよう。

親族が象徴するもの

私は戦後に生まれ、戦後の教育を受けた。その私がかつて旧憲法を見たとき、とても息苦しかつたのを覚えていい。

「大日本帝国は万世一系の天皇これを統治す」（一条）、「天皇は神聖にして侵すべからず」（二条）とあるのを見て、国民が人間によつて統治されるのではなく、神格化された者によつて統治される異様さを感じた。政治と宗教が結びついている。また国を納める者が、能力や適正で選ばれるのではなく世襲であるのも怖い。

さらに極めつけは、「国民」（現行憲法はこういう）が「臣民」となつてゐるではないか。それも「日

本」を冠して「日本臣民」と呼ばれている。

「臣」とは「家来および家来として仕える」の意である。日本という国の家来となつて国に尽す人間の意味だ。ついでに言えば、「氏」は、苗字や字名とは発生上異なつて、上の者から下の者へ臣下の意を表わすものとして与えられたものだ。だから長たる天皇には、名前はあつても氏がない（ちなみに今の天皇は昭仁さん）。

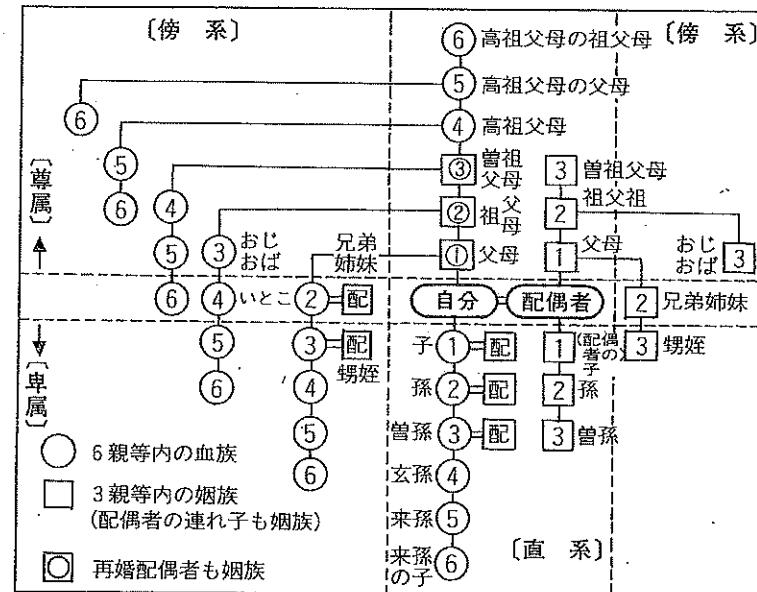


図1 親族の範囲

日本国という大きな「家」の頂点に現人神であらせられる天皇を置き、その臣下である各家々には家長・戸主を置いて、天皇制、家制度の支配体制ができあがつていた。当時の家族は、「戸主の親族」にしてその家族に在る者及びその配偶者は、これを家族とす（明治民法・七三二条）とある。これが「家」の構成員である。

この「親族」というのは、「六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族」と定義されている（同・七二五条）。ちなみに現行民法でも、親族の定義は同じである。

ところで、六親等内の血族とはどんな人たちなのか、具体的に考えたことがおありだろうか。図1をみてもわかるように、自分が見たことも聞いたこともないようなご先祖さまから、下はこれまた気の遠くなる子孫に至るまでをさすのだ。これはどうみても「家」が先祖代々続いてきて、さらにまた限りなく血縁によつて子孫へ受け継がれていくという象徴にしかとれない。何世代も前の死者や、まだこの世にいない人間まで現行法の範囲に入れることに、どのような意味があるのか。

そこで思い出していただきたい。墓の承継者は、「被相続人の指定が第一に優先され、それがない場合は慣習に従つて決めて、それでも決まらなければ家庭裁判所が定める」という現行民法（八九七条）を。どこにも「親族でなければいけない」とは言つてないのに、都営霊園やそれに並ぶ民営霊園がその規則書に「親族」でなければいけないと規定するのは、この明治民法時代の「家」が親族によつて構成されているところからきているのだ。

「家」制度は、制度としては解体されたが、民法の条文に墓の承継者は「慣習に従つて」定めよとあるばかりに、その慣習がかつての「家」の構成員であるところの「親族」を意味するものと解釈されて、規則書の中にまで表われているのである。

一家の長である戸主の権利義務の主なものは、明治民法の中で次のように規定されていた（七四六・七四五・七四七・七四九・七五〇条）。

戸主と家族は「家」の氏を称し、戸主は家族の扶養の義務を負うが、そのかわり戸主は絶対的存在であらゆる特権が与えられていた。家族は戸主の定めた所以外に住めず、戸主に従わぬ家族に対して、戸主は扶養の義務を負わない。また、家族の婚姻・縁組は、戸主の同意を必要とする。戸主の許可なしに嫁や養子に行つて離婚や離縁になつた者に対し、戸主は復籍を拒絶できる。

これらの戸主権はどのように相続されていったのか？

明治民法の相続は、家督相続と遺産相続の二つに分れていた。

遺産相続とは、家族の一人が死亡した場合の相続である。これに対して家督相続は、戸主の死亡もしくは隠居などによって、新たに戸主の地位と、それに伴う権限並びに財産を承継するものである。墓などの祭祀財産は次のように規定されていた。

明治民法（財産取得編）第二九四条 家督相続人は姓氏、系統、貴号及び一切の財産を相続して戸主と為る

系譜、世襲財産、祭具、墓地、商号及び商標は家督相続の特権を組成す

明治民法 第九八七条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は家督相続の特権に属す

要するに、墓を含む祭祀財産もまた家督相続の特権とされ、戸主によつて受け継がれていたのだ。では、その家督相続人とは、どんな人がなれたのだろうか？

直系卑属のうち、男子優先、嫡出子優先、年長者優先とされ、要するに長男相続であつた（明治民法・九七〇条）。直系卑属がないときは、被相続人が指定した者、または親族会などにより選定された者が家督相続人になつた（明治民法・九七九条・九八一条）。

この長男相続にしても、明治初期までは姉家督相続、末子相続<sup>(2)</sup>、選定相続<sup>(3)</sup>という長男子相続とは異なつた慣習が日本の広範囲にわたつて存在していたが、明治国家における長男相続の強力な規範化のなかで、ごく一部を除き、長男相続以外の慣行は崩壊していった。ちなみに「〇〇家之墓」という「家」の墓も、長男相続と同様、明治國家によつて、強引に作り出されたものである。

このように墓は、明治民法時代には長男相続であることがわかつた。それを今日まで引きずつていることは、先にあげた都営霊園の承継者の統柄（長男が五割）で明らかになつた。さらに同様なことがアンケート結果にも表われている。

「自分の両親の墓を継ぐか？」の質問に対し、約五割の男性が「継ぐ」と答え、女性は約三割であった。「継ぐ」と答えた男性の、長男・非長男の別を調べると、長男が四六・三%、長男以外が一四・九%。やはり長男ほどその意識が高いことがわかる。その理由としては、ズバリ「長男だから」といった理由が多く、「なりゆき」「それが普通」「慣習」といったなりゆき派と、「親戚とのつきあいのうえで仕方ないこと」「親族の手前」といった義理派、「両親への感謝」「それがせめてもの親孝行」

といった愛情派もあつた。

女性で継ぐと答えた人は、「長女としての責任を果たすため」「一人娘だから」「両親の希望だから」「他に継ぐ人がいない」という長女派と「両親を愛しています」という愛情派が多かつた。

ちなみに「継がない」と答えた人は、男性では、「自分は長男ではない」という理由が多数。「墓つて継ぐものなんですか」「継ぐという意味がわからない」といった無関心派も。女性も「弟が後継ぎだから」「兄が継ぐ」といった意見が多数で、アンケートにも「長男相続」意識が表われていた。なかには「嫁になつた身だから」といった「家」意識さながらの答えもいくつか見かけた。

「配偶者の墓を継ぎますか?」の問には、男女とも「いいえ」と「わからない」が七・八割を占めていた。「配偶者の墓を継ぐ」と答えた人は、「継ぎたくないけど長男だから」「いいえと答えたいけど、やはり役目だと思う」「長男に嫁いだから」「当然」といった意見であつた。

このように「家」制度時代の意識を残してしまつてゐることは明らかだ。がしかし、意識が変わらないのは国民のせいだけだろうか?

かつて私は、「氏と墓の承継」の関係を拙著『女の姓を返して』(創元社)のなかで書いた。そのときこんな事実を知つた。

東京都の公営霊園では、祭祀財産の承継者である墓の使用名儀人が死んで、次の承継者を決める際に、長男以外の者が名乗り出た場合、戸籍謄本のほかに、長男の承諾書の提出が義務づけられている。ところが、長男が継ぐ場合には、他の弟姉妹の承諾書を必要としない。これは、「都営霊園埋葬場所使用者

の承継について」(一九七一年一二月一三日四六建公靈発二七六号公園緑地部長決裁)で、「長男子以外

の者が承継者になるには、長男子の同意を必要とする」というよう決められているからだ。

このことについて、一九八六年に東京都の公園緑地部・霊園科に尋ねたときは次のような答えが返ってきた。

「本来は、一般財産の放棄と一緒に、長男が相続する場合でも、長男以外の全ての者から権利を放棄し長男に譲る旨の承諾書があるべきなのですが、この措置は、慣習を反映しているのです。つまり、実体としてこうであろうと思われるもの(仮の想定)をいわゆる例の直系、男子、年長優先、つまり長男であるとし、第一順位ではない者の承諾書が全員分いるのが当たり前なんですが、「事務の省略」という観点から、長男の場合は、その承諾書をとらなくてもよいことにしています。なぜならば、九割九分が、長男であるという実態を反映してのことです。便宜的な方法としてトラブルの少ない事務を、ということからベターな方法をとつていて、それが実体と合わなくなれば、明日にも変えるつもりです」。

いくら実態に即した事務の省略とはいへ、現行法が、個人の尊厳、男女平等をうたつて改定された以上、たとえ事務手続き上のことだけだといつても公共の場であるならば、特に差別があつてはならず、むしろ平等を指導していく立場にあるのではないだろうか。「女性が継ごうと、二男、三男が継ごうと誰でもいいんですよ」と言う一方で、こんな長男優位の事務手続が今でも続いている。

武内康博氏は比較家族史学会(前出)のなかで、「今後は、民法八九七条に最優先されているように、被相続人の指定によつて祭祀財産の承継者を事前に決定するというような、啓蒙活動的なものが行われ

るのもいいのではないかと考えています」と述べていた。私も大いに賛成である。お墓の所有者が承継者を指定すれば、それがたとえ親族以外の友人・知人であつても、それを優先するという法律なのだから。それに「〇〇家の墓」もやめにしたい。

(1) 姉家督相続というのは、初生子相続ともい、最初に生まれた子が女子であつたとき、後に長男（弟）が生まれたとしても、この長女に婿養子を迎へ、これに相続させる方式である。その場合、弟である長男は、他家に養子に出されたり、分家をさせられたりしている。なぜこのような相続方法がとられたかについては、家の維持、繁栄をもたらす人間の労力を、早く成年男子（この場合の婿）の労力で補給するためであつたと考えられている。この相続の分布は東北六県・茨城・千葉・新潟と、関東以北である。

(2) 末子相続は、長野県佐久・諏訪地方、瀬戸内海沿海部の農漁村、九州は佐賀・長崎、それに熊本・宮崎の一部・鹿児島本土の大部分といったように西南日本に分布している。これは、一番末の男の子が相続する慣行で、早く成人に達する長男を分家や養子にして独立させ、小家族にしていくことによつて扶養の条件を緩和させ、家の維持、繁栄を考えたものであろうと推測されている。

(3) 選定相続といふのは、親の意見によって相続者を選定するもので、商家などの場合、家業を継ぐにふさわしい者が選ばれたり、親が気に入った息子を相続者に選定する地方もあり、この際、息子とともに嫁との折合いが重視されたそうである。岡山県和氣郡日生町の頭島などに分布する。

### 男性優位・男女産み分けの実態

ここで少しお墓からは離れるが、家父長制と長男相続が現代にいかに残つてゐるかといつた話をすることにしよう。

学歴社会、金余り日本を反映し、また一生に持つ子どもの数が一・七人と少数精銳主義が定着しつつあるなかで、私立小学校の有名校人気はとどまるところを知らない。小学校の受験生は、都内だけでも一万人に上るという。受験するほとんどの幼稚園生には、塾通いが定着。子どもの試験におけるテクニックの差はあまりなくなつてきた。そこで小学校受験は直接が全て、それも母親が占める割合が八〇%と、お母さんのための直前セミナーまで開催された。

このセミナーの内容を報じた日刊スポーツ紙（一九八九年一〇月二日）は、初め母親の服装や髪型などを細かく触れ、続いて「家父長制を重視」と書かれた小見出しの後には、次のようにレポートしていた。

そしていよいよ面接本番。ノックをするのは常識だが、いざ入室するときにお母さんがご主人よりも先に入つたら、その時点でアウト。保守的な名門校では家長制を重視するのだ。ある面接官は、「父親にたいしての質問を母親が答えたら、その家庭は円満ではないと判断します」とキッパリ。

これらの子どもたちが将来、社会に及ぼす影響が少なければまだいいが、時代を担う一流企業や最先

端の仕事につくことを約束されるから、親たちはこの有名私立小学校に入れようとするのだ。このような前時代的な発想のもとで教育を受けた者たちが、この世のなかを先頭切って動かして行くのだから、現代もそして近い未来も推して知るべしだろう。

東欧諸国の民主化など、このところ世界は急ピッチに動いている。そして日本の国際化が注目されている今日、もっと根本からの発想の転換が、必要な気はするのでは私だけであろうか。

また、私は、出産育児用品を扱うある大手会社発行の「マンスリー・レポート」を担当して四年目になる。そのなかで最近、こんな話を聞いた。

それは男女産み分けの話である。方法や産み分けの是非は重要なテーマだが、良いか悪いかなどと論じている間に、希望者は全国からやつて来て、既にかなりの臨床データが出ていると聞く。そこで杉山産婦人科医院の杉山四郎院長に、臨床現場から産み分けの実態を尋ねてみた。杉山四郎氏は、SS（セックス・セレクション＝男女産み分け）研究会の会長でもある。

杉山医院の過去八年間の産み分け統計表によれば、男児を産む「カルシウム法」では、三四七〇人の出産のうち、産まれた子の性別は、男の子二八二七人、女の子六四三人。女児を産む「ピンクゼリーフ法」では、二三四一人出産のうち、女の子一八七六人、男の子四六五人。同じく女児を産む「パーコール法」では、九三人出産のうち女の子七八人、男の子一五人となっている。いずれも成功率は約八〇%である。これを見ると、杉山医院だけでもこれだけの人が産み分けを希望し、チャレンジしたということがわかり、現代の風景の断片が見えてくるような気がする。

私が取材に行つたときにも産み分け希望者が相談に来ていた。新宿から京王線で少し下つた各駅停車しか止まらない駅に杉山医院はある。しかしそこを訪ねて全国から産み分け希望者が来ている。外国からは、儒教色が色濃く家父長制の強い韓国から、どうしても男の子を産まなければ離縁されてしまうと、藁をもつかむ気持ではるばるやつて来る人もいるそうだ。

杉山医院では、外来に患者が訪ねて来るほかに、手紙での問い合わせにも答えていた。その一通一通からは、夫や舅、姑、親戚のなかで肩身を狭くし息を潜めて暮らしているのが伝わってくる。

五人の女兒をもつた昌子さん（仮名・二六歳）は、女の子ばかり産むので、夫も姑も口をきいてくれず、一度は井戸に飛び込もうと考えたという。男子産み分けの指導を受けた昌子さんは、その年の暮れに無事男児を出産。夫は一二月だというのに、どこからか鯉のぼりを買ってきて、うれしさに泣きながら焼酎を飲んでいたそうだ。この夫婦が男の子を欲しがつたのは、家名・家業を継ぐという、せっぱつまつた事情からであった。

ちなみに、杉山医院に寄せられた相談の手紙を分類すると、六〇%が男子希望者であるという。ところが、特別な事情のある人ではなく、不特定多数の人の回答ならば、今や女兒希望者のほうが多くなった。既婚女性に、一人つ子なら「女兒がいい」と答えた人が六二・九%もあり、二人なら男女混合と答えた人が多かつたが、それでも「男ばかり二人」というよりは（四・一%）、「女ばかり二人」というほうが（一〇・四%）多かつた（一九八八年厚生省「第九次出産力調査—結婚と出産に関する全国調査」）。

なぜ杉山医院では男児希望者のほうが多いかというと、その違いはこんなふうに考えられる。手紙で

の相談という性格上、都内よりもむしろ地方からのものが多いこと。地方では都会よりもまだ家意識が強い。さらに单なる一般の人からの任意抽出と違つて、深刻な悩みを抱えている人たちの声であるという点で、統計に違いが出ていると思われる。

男児希望の理由としては、いまだに「後継ぎの男の子を」といった保守的傾向が強い。杉山産婦人科医院では特に、商売をやっている家や会社経営者、医者・弁護士・大学教授などの知識人からも相談を受けるそうだ。

一方「女の子」を希望するほうは、女の子のかわいらしさが心の安らぎを得るものとして求められたり、高齢化社会に老人介護の担い手、結婚しても親の話相手になる女の子、といった感じで、現代的傾向のうえに求められている。

### 女性の地位と氏と墓

ところで、戦前の民法時代の結婚とは、どんなものだったのだろうか？ この考え方がかなり現代に尾を引いているので、しっかりと把握しておきたい。

戦前のそれは、「家」と「家」の結婚で、妻が夫の「家に入る」ものであつた。

#### 第七八八条・妻は婚姻によりて夫の家に入る

##### ②入夫および婿養子は妻の家に入る

要するに男と女、人間同士の結婚ではなく、女が男の家に吸収される関係が結婚であつた。当然、夫

の家の戸籍に入り、同じ家の名を名乗ることで、その家人間になつたことが法的に証明された。そして、その妻は、法律上「無能力者」とされた。夫が妻の財産の管理権をもち（八〇一条）、自分のお金でありながら勝手に使うことが許されず、妻は夫と同居することを義務づけられ（七八九条）、戸主の意に反したところには住まえず（七四九条）、親権も父のみで母親にはなく（八九七条）、妻には相続権もなかつた（九七〇条・九九四条）。ざつとこれだけ並べればわかるように、まさしく男尊女卑。女は「家」の家事労働者であり、「家」存続のための子産みマシーンであつた。

ところが、戦後、「家」制度が解体され、新憲法が制定されると、次のような条文がかかげられた。

#### 第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

##### ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に

関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

これらを新たに規定したということは、それまではこれらが全て否定されていたということにほかならない。

新憲法を受けて改正された民法は、「氏」もそれまでは、妻が夫の家に入つて夫の氏を名乗ることしか許されていなかつたが、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」（七五〇条）と、「夫の氏でも妻の氏でもよい」という選択の自由ができた。

しかし実際は、今もつて女性の九六%の人が結婚時に夫の姓に改姓している。夫もしくは夫の両親は、

自分の家の嫁にもらつたと認識し、女性の親は「娘を嫁にやつた」などといった、前時代の意識がしっかりと残つてしまつてゐる。

明治民法のもとでは、妻は夫の家人間になり、夫の家名を名乗り、舅姑の介護をし、夫の家の墓を守り、自分もその墓に入つた。しかし新民法の結婚は、妻も夫も自分の親の戸籍を出て、二人で新しい戸籍をつくるのであるから、夫の親と家族になるわけではない。扶養の義務も「直系血族および兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある」（八七七条）と規定され、夫の親は、夫やその兄弟姉妹にその義務があるのであって、妻には自分の両親の扶養義務こそあれ、夫の親の扶養義務はない。にもかかわらず女は「夫の家に嫁いだ人間」という意識が残つていて、自分の両親の面倒をみることも、その墓に入つたり、その墓を守ることもままならない。

女が結婚して、夫の氏に「改氏」するということが、いつまでも家意識を引きづるものになつてゐる。かといって、逆に男が妻の氏になれば「婿養子」とみられ、これまた妻の家に吸収された感がある。これは、結婚すれば必ず、人生の途中でどちらかが他方の氏へ吸収されるという、「夫婦同氏制」の強制によつて生じる意識である。

そこで今、目覚めた女たちの間では、夫側の「家」の干渉や圧力を断ち切ることが理由の一つになつて、夫婦別氏で暮らすカップルも増えてきた。妻が夫の氏にならなければ、夫側の「家」の人間は「うちの嫁」とはできない。となると、今に「家」意識を残す大きな誘因に夫婦同氏制の強制が浮び上がつてきた。

お墓に関して言えば、夫婦同氏制もさることながら、代々墓を承継するというシステムが、「家」意識から一步も抜け出でていないとこころに大きな問題がある。

### 三、戦後の民法改正時のいきさつ

#### 民法改正の経過

何も民法に限つたことではなく、憲法や商法についても同じことだが、わが国では、大きな法典の編纂や大改正についても、立案や審議の経過に関する記事が少しも作られない。ほとんど明治の全期にわたる民法の制定については、いつどんな案ができるのか、それさえはつきりはわかつていない。大正の中期からの臨時法制審議会の審議の内容についても、昭和の初からの民法改正委員会の審議についても、でき上がつた要綱や仮案は公表されているが、そのできるまでの経緯については、何の記録も残されてはいない。今日になつて、研究者は、当時関係した委員や幹事の所有品を探して事情を明らかにしようと苦心しているが、ほとんど不可能に近い。これは甚だ遺憾なことである。

戦後の改正についても、事情は、全く同じである。むろん、議会の審議は速記録に残つてゐる。

改正要綱を審議した臨時法制調査会の審議についての速記録はある。しかし、前者は、でき上った

確定案についての論議であり、後者は、要綱だけに関するものである。立案の途中の推移については、何の記録もない。ことに当時は、作成を極度に急いでいたことと、物資の窮乏が甚だしかったことのために、審議の議題や意見の大要をガリ版刷にすることさえ、充分には行われなかつた。しかも、僅かながらも作られたものさえ、関係した委員や幹事が個人的に所有している以外には、ほとんど散逸しようとしている。いまにしてこれを集め、関係者の記憶をたどつて整理するのではなければ、記録として後世に残すことは、全く望みえない状態である。

これは、一九五六年（昭・三二）に発行された我妻栄編の『戦後における民法改正の経過』（日本評論新社）の冒頭の一節である。このような事情から、立案に関係した者たちが、当時の資料を持ち寄り、一個人の記憶のみで語られることのないよう、熱海で合宿しながら、可能な限り「改正時の経過」を記録した。彼らの意図したとおり、今私達が改正時の経過を知るのに、ここに書かれた事柄は第一級の資料となっている。今はもう絶版となり在庫すらないこの本を、私は大変興味深く読んだ。なかでもお墓の条文ができるいきさつについては、「よくぞ伝えてくれた」と興奮するような事実が書かれていた。これらを参考に、民法改正時のいきさつについて、これから先、筆を進めていくことにしたい。

一九四六年（昭・二二）憲法の改正に伴い、法制全般にわたつて改正を要するというので、政府は、憲法の公布を待たないで、七月二日、内閣に臨時法制調査会を、司法省に司法法制審議会を設けた。民

法の改正を担当したのは法制審議会の第二委員会。さつそく起草委員が選ばれ、改正の要点などを定める「改正要綱」の案づくりにのり出した。この「要綱」ができあがつてから、それに基づいて「条文」を作成していくわけだ。

「要綱」が最初に第二委員会でおよその決定をみたのは七月三〇日だつたが、最終的に臨時法制調査会で決定されたのは一〇月二十四日だつた。本来、要綱が最終決定した後、それに基づいて条文を立案するのだが、非常に急いでいたため、七月三〇日から条文の作成も並行して行なわれた。

一九四七年（昭・二二）二月、改正第五次案を英訳してGHQ（連合軍総司令部）に渡すが、GHQから新憲法施行日までに審議することが不可能との言明があつた（三月）。

しかし不可能として放置できる問題ではなかつた。憲法が施行になつて、その憲法にそぐわない民法がそのまま存続するということは、一日たりともあつてはならない事態だ。そこで、民法の応急措置法を急ぎよ立案し、わずか一〇箇条からなる一時的立法をなして、新憲法と民法の正面衝突を避けることにした。それは正式には「日本国憲法の施行に伴う応急的措置に関する法律」として、一九四七年（昭・二二）四月に公布され、新憲法と同時の五月三日から効力を生ずることになつた。

結局、新民法の公布は一九四七年（昭・二二）一二月二二日で、翌一九四八年（昭・一三）一月一日から施行された。

## 家制度温存派の説得材料だった

一九四六年（昭・二二）七月、民法の改正要綱草案を作成するため、起草委員には我妻栄（東大教授）、中川善之助（東北大教授）、奥野健一（司法省民事局長）、幹事には横田正俊（大審院判事）、堀内信之助（東京民事地方裁判所上席部長）、柳川正勝（東京控訴院部長）、来栖三郎（東大教授）、川島武宣（東大教授）、長野潔（東京控訴院判事）、円山田作（弁護士）、村上朝一（司法事務官）らが指名された。

ただちに要綱草案を作成するわけだが、その際、かねてより司法省・民事局で検討されていた「民法親族及び相続編の改正につき考慮すべき諸問題」を引き継いで草案作成の作業に入つた。

この「民法親族及び相続編の改正につき考慮すべき諸問題」では、「祖先の祭祀を主催すべき者」という今の民法八九七条のもととなる句は入つていなかつた。それは要綱立案の途中で入り、要綱でも維持された。しかしその入り方をみると、民法改正に立ち会い、「家」をばつさりと切つた新民法案を何とか通そうとする人達の「かけ引き」が見えてきた。

表4を見ても分かるように、八九七条（祭祀財産の承継）に相当する規定は、「民法親族編及び相続の改正につき考慮すべき諸問題」を除き、最初から民法改正要綱案にあつた。ここで注目していただきたいのは、入つている位置である。

そもそも民法改正の要点やスローガンを掲げる四〇項目ほどの要項のなかに、なぜ祭祀財産といった

特異なものが取り上げられたのか。さほど大事な項目とは思えないのに。

その理由は、これまで祭祀財産は家督相続の特権に属し、戸主によつて単独に相続されていたが、相続において家督相続を廢止し、長男による単独相続ではなく、均分相続性を取つた場合に、人々が仏壇仏具や墓といつた分けられないものまで皆で分けるのか、という混同が起きるだろうと。その混乱を避けるために、祭祀財産だけは一般の財産とは別だよ、ということをはつきりさせる必要があつたからである。

そのことについて、我妻栄氏はこんなふうに言つている。

「旧法にある系譜・祭具・墳墓まで共同相続になると考へられては困るだらう、これだけは共同相続でないということを示さなくちゃいかんといふくらいの意味で、それほど強い意味で入れたのじやないだろうと思う。要綱におかれた場所もずっとあとの方です。旧法には『系譜、祭具及ヒ墳墓の所有権ハ家督相続ノ特権ニ属ス』という規定（九八七条）があつた。ちょうどそれに対応するあたりに入れておつたのです」と。

表4でもわかるように、あるときまでは後方の「相続」のところに入つていた。

ところがどうだらうか。「要綱審議の際に問題になつて」八月一五日の司法法制審議会第一回総会決議から、なんと第二項を格上げになつたのだ。第一項はもちろん「民法上の『家』を廃止すること」という大スローガン。その次に、何とお墓の項目がきたのである。

七月二〇日以降、要綱の最終決定を見ぬまま見切り発車で改正法案が検討されたが、最初は「要綱で

表4 祭祀財産の承継について

民法改正要綱の成立まで （一九四六・昭二一年）	民法八九七条（祭祀財産の承継）に相当する項
1臨時法制調査会・司法制審議会が設置され、総会が開かれる。（七・一一、七・一二）	○民法親族編及び相続の改正につき考慮すべき諸問題（司法省民事局）
○新憲法に基づき民法親族編及び相続編中改正要すべき事項試案（第一案）（司法省民事局）	○新憲法に基づき民法親族編及び相続編中改正要すべき事項試案（第一案）（司法省民事局）
2民法改正要綱案（幹事案）（七・一〇） A班案（家・相続・戸籍法）	後半の「相続」の（四）に「系譜、祭具及び墳墓の所有権は慣習に従ひ祖先の祭祀を主宰すべき相続人に専属するものとすること」
3民法改正要綱案（起草委員会第一次案）	三四項目あるうちの第三〇に「系譜、祭具及び墳墓の所有権は慣習に従ひ祖先の祭祀を主宰すべき相続人に専属するものとすること」
4民法改正要綱案（起草委員会第二次案） (七・一二)	四〇項目あるうちの第三五に「系譜、祭具及び墳墓の所有慣習に従ひ祭祀を主宰すべき者に専属するものとすること」
5民法改正要綱案（第二小委員会決議） (七・三〇)	全部で三六項目あるうちの第三五に「系譜、祭具及び墳墓の所有慣習に従ひ祖先の祭祀を主宰すべき者に専属すること」
6民法改正要綱案（司法制審議会第二回総会決議） (八・一五)	全部で三九項目あるうちの第二項に「系譜、祭具及び墳墓の所有慣習に従ひ祖先の祭祀を主宰すべき者之を承継するものとすること。他の財産は遺産相続の原則に従ふものとすること」
7民法改正要綱案（臨時法制調査総会原案） (八・一九)	全部で四〇項目あるうちの第二項に「右に同じ」
8民法改正要綱（司法制審議会第三回総会決議） (九・一二)	全部で四二項目あるうちの第二項に「右に同じ」

それほど重要視されたものを立案の際にやめるわけにはいくまいということで改正案にも入れた。

しかし、「ほかの新しい民法の規定と調和がとれないような気がする」し、「系譜・祭具・墳墓の所有権のことを条文に書き始めると、非常に複雑な規定が必要になつてくるので、要綱には入れたけれども、条文からは落とそう」という意見が、沼津の起草委員会で出された（我妻栄氏）。

だが、「どうもこの規定が保守派を納得させる唯一の手掛かりで、これを落としてしまつたのでは納得させる自信がない」という我妻先生その他のご意見だったので、八九七条に当たる規定だけは一次案に置いた（村上朝一氏）。「なるべく目立たないよう」という気持もあって（同氏）、所有権を承継した者がその後の身分の変動にともなつて所有権をどう処置するかについては、全然触れずにいた。

ところが、第四次案以後、この規定を置く以上は、理論上、関連して必要と考えられるものは全て置かなければならぬということで、関連する規定が入つた（前出の七六九条・七五一一条二項・七七一条・八〇八条二項・八一七条）。

「八九七条だけは、あの当時の情勢として入れておかなくちゃならなかつたろうと思ひますが、これを規定する以上は、離婚・離縁によつて氏を改めたときにも譲る人を決める規定を入れなければならない、とまで考える必要があつたかどうか。そこは疑問ですね」（我妻氏）。

かくして、お墓の条文は、「家」解体を掲げた改正案を通すなかで、「家」存続を願う者たちの説得材料となつて、置かれたのであつた。

## 「家」廃止はGHQ命令ではない

当時、ガツチリと根を下していた「家」制度を、全面廃止できたのは、GHQの命令か勧告のようなものがあったからこそ、と思うのは当然だろう。私も最初すっかりそのように思い込んでいた。しかし事実は違つた。

GHQは正面きつて「家」制度を廃止しろといったようなことは言つてこなかつたのだ。もちろん「家」を廃止すべきだという意見は、GHQ関係者の個人的な意見として語られてはいた。

GHQは、非常に重大な関心をもつて見守り、立法にあたる者の意志が社会の保守的な力によつて阻害されることを防ぐための力は尽くしただろうが、その他は全く起草にあたつた人たちのイニシアティヴで新民法はできただけだ。

憲法草案が発表された当時、司法省の民事局長であつた奥野健一氏は、親族法・相続法の立案責任者という立場から、憲法草案の発表と同時に、民法を憲法に基づいてどう改正すべきかを考え、試案としてまとめた。その際、GHQにも意見を聞いたが、命令はなく、ただ聞いた人の個人的な意見としては「『家』は廃止すべき」である。

一番問題なのは「家」をどうするかという点である。

「もちろん戸主権でいろいろ問題のある条文は削除すべきだと思いますが、戸主というものまで廃止すべきかどうかというような点が非常に問題になるんじやないか、それと表裏一体の関係になる相続の問題

題をどうするかということが非常に頭を悩ました」と、奥野健一氏。

彼は「家はそのままにして戸主権というものをできるだけ削減して、たとえば、国でいえば天皇が象徴になつたと同じように、戸主を一種の象徴として、中心だけは残して、家というものを形式的にも残すことが、当時の社会の思想からいって」妥当ではないかという感触をもつていた。

が結局、家を廃止しないで戸主の権利を非常に少なくする案と、それから家を廃止する案との二案を考え、民事局の人とも話し合つて作りあげたのが、「民法親族及び相続編の改正につき考慮すべき諸問題」であった。これはあくまで法制審議会ができるまでのつなぎで、参考の意味で作られたものであつたが、起草委員会ができ、改正要綱が考えられる際のもとなつた。

当時のことを我妻栄氏は、「私が改正事業に参加して最初にこれを拝見したときに、実は非常に徹底した改正をしようとしておられることに敬意を表したのですよ」といつている。このなかには、婚姻について届出を廃止して事実婚主義をとろうといった最終的に法文にならないものもあつたが、非常に進歩的であつたことは確かだ。

戦争前から既に民法学者の間で「家」制度について非常に批判的な空氣があつた。それが憲法改正によって拍車がかかつた。民事局の試案が気つけ剤となつて、七月一三日の初めての起草委員会で「家」廃止方向が意思確認された。

しかし当時としては「家」制度を残して戸主権を制限することですら大問題。一般的の常識的な考え方との間にはかなりの差があつた。

それが、民法上の「家」を廃止できたのは、当初、司法法制審議会でも多くの委員が「GHQからの命令があった」と思い込んでいた点が大きい。

その後、そんな命令がGHQからなかつたことが分かつて、「GHQの命令でないとなればもう一ぺん決議のやり直しだ」と言い出す人が出て問題となつた。

吉田内閣総理大臣や金森国務大臣などは、すでに憲法の審議の際に、新憲法ができるも家の制度は廃止する必要はないということを相当強く答弁した。木村司法大臣も大体そういう思想であつたようだが、我妻・中川両氏が、木村大臣に「家」制度に関する法律の規定を廃止しないというような政府の方針であれば、我々は委員の仕事はやっていけない」ということを強く主張した。

「われわれ起草委員会は、家を廃止するという立場でもう立案しているのだから、いまさらそくなつて

は仕事ができないということを中川君と二人で言いに行つた。木村さんはそれを諒とされたのでしょ

う」と我妻氏。これによつて上層部も「家」廃止方向に従つた。

以上が要項作成における「家」廃止のいきさつである。

そのなかで「家」廃止の方向が最初に問題となつたのは、七月三〇日の第二小委員会の決議のときであつたといふ。表2で分かるように、このときまで第八九七条（祭祀財産の承継）に相当する項は、要綱案の後方（相続の位置）にあつた。しかし、これ以後、第二項に持ち出されている。「家」廃止か否かに、いかに墓が関係していたかがおわかりだろう。

大審院判事で委員になつた横田正俊氏も、祭祀財産の項を「家族制度の名残りであると非難を受ける

一方、家族制度存置論者の攻撃を防御するのに若干の効果があつた」と証言している。当時、国民の多くはもとより、政府上層部も戸主権の縮小は考へても「家」の全面廃止は考へていなかつた情勢下で、民法学者をはじめ起草者たちが、第一項に「家」廃止をかかげて立案し、要綱の審議に際しては、決して譲れない一線として死守した。「家」廃止にもめて、要綱が確定したのが一〇月二十四日。その過程で「家」意識の強い祭祀財産の項目を第一項にすえ「家」制度温存派の説得材料としたことは、容易に想像できるのである。

#### 四、民法改正四〇年後のツケ

後継ぎのない者を差別

民法八九七条が「慣習に従つて」という条文の背後に「家」意識をより濃くもつて条文入りしたことは話した。今度は、改正後、四十数年たつた今、それがどのような結果をもたらしているかを説明していきたい。

シングルの人がお墓を買おうと思って探し歩いたが、「宗派不問」と書かれた寺であつてもことごとく断わられたという話を聞く。子どものいない夫婦の一方がなくなつて墓を探したが、どこからも後継

ぎがない」ということで売つてもらえず、お寺をたらい回しにされたという話も聞いた。

本来、困っている人を助けてもいいはずの宗教寺院がなぜそんな差別をするのか。

それは民法八九七条に「後継ぎの決め方」が規定されているからだ。この民法という大きな法律に定められている限り、「後継ぎがない」という理由で墓を売らなくても何ら違法ではないし、むしろ法を守らんがために後継ぎのいないものには売れぬ、という名目も成り立つのだ。これは寺院墓地だけでなく公営・民営の公園墓地も同様だ。

一方では、お寺のお坊さんの死活問題がある。

僧侶に結婚が許されなかつた時代なら、自分一人を食べさせるのは容易であつた。修行と称して山の木の実や葉の精進料理を食べても立派に食べていただのだ。また説法をし、仏教が生きた者の心を救つていた時代は、食料も自然と集まつた。ところが仏教が死者を救う、つまり葬式仏教に変わり、お坊さんが妻子をもつことが一般的になつた今、安定収入のあるなしは死活問題。妻子を食べさせ、子どもを大学まであげる。これみな檀家からの収入だ。かかえていた檀家の数が少ないと、大きな寺にお勤めに行かなければならぬ。こういつたように寺にとって、後継ぎがない無縁墓ぐらい困るものはない。収入は檀家の不幸待ち。予測が立つ収入は管理料と既に亡くなつた人の回忌法要のお布施。お盆の収入は、サラリーマンでいうところの夏のボーナスとでもいおうか。

仏教という宗教が、本来的な宗教活動をしなくなり、その大半は既に「死に体」と化し、僧侶は葬儀・納骨・法要といったセレモニーの進行役によつて生活費を得るようになつた。そしてそのセレモニー

の秩序を支えているのが、先の民法の「家」制度が生み出した「家」意識だ。戦後、本来的な宗教活動をしてきたのは、伝統仏教ではなく、むしろ新興宗教だったのではなかろうか。

このように、八九七条によつて守られた「後継ぎシステム」によつて、寺院の安定・予定収入が確保され、僧侶が生活している。

一方、この八九七条の「慣習」にかつての「家」という型にはめ、そこから出さないようにしている「家」の守り神様がいる。

それは東京都の靈園規定だ。民法の条文にもないのに「承継者は親族でなければダメ」とか、承継者を「同じ家名」でないと墓石に刻まれないとか、長男以外が承継するときは長男の承諾書がいるといった規定を設ける都営靈園のあり方は、「家」を温室培養しているとしか思えない。

民間の靈園がこれに習うわけだから、「家」意識を助長させるものとして大いに疑問を感じざるえない。

シングル、離婚、デインクスと人々の生き方が多様化し、子どもの数の減少によつて長男長女時代が到来している。こんな時代にどうも「家」の墓や承継システムは、差別をうみだすもとなつていて。憲法で「全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」(第一四条)と定められてはいるではないか。家をつくらないから、子を産まないからといって、墓で差別するのはおかしいのではないか。

「家」の墓をやめ、親族による承継ではなく、もちろん親族を含めて誰が使用権を引き継いでもよい

ようにしてべきではないだろうか。それは憲法・民法の精神にのつとつた合法策である。またさらに、もともと承継システムのない墓のあり方も考えられるべきだろうと思う。

### 無縁墓の増加

もう一つ、日本の墓が「家」の墓としての性格をもち、代々の承継システムをもつた墓であることの歪<sup>ひがみ</sup>をあげることにしよう。

それは無縁墓の増加である。

都心の墓地の一等地を、後継ぎが絶えて草ぼうぼうになつた墓が占拠している。都市部では、地価の高騰や過密化状態のなかで、墓地新設が困難といった、深刻な墓地不足と相まって、無縁墓の問題が浮上してきた。

京都市営墓地の実態調査では使用権者のわからない墓地が約5%あり、東京都営霊園では一〇年以上管理料を納めない墓を無縁と推定し、調査を続けているが、約1%の無縁墓が確認されている。1%といつても、数にすれば毎年五〇～一〇〇にも上るというからすごいものになる。都会の一坪の地価が数百万から一〇〇〇万円はする土地で、荒れ放題の墓があるというわけだ。しかし無縁墓は都會に限つたことではない。人々が都會に出ていってしまう田舎にだつて増えている。

なぜこのような無縁墓が増えるのであろうか。

一つには「家」意識の崩壊があげられる。昔であれば何が何でも、養子を取つてまでも「家」を守り、

「家」が代々継がれていく象徴として「墓」を守つた。今ではそれほどまでして「家」を守る気持が薄れたといえる。

またこのような「家」意識の希薄化とともに、核家族化、少子化、人口の都市集中化と、継げない現実が横たわっている。親子で一家族となると、それ以外はいかに親族といえども他家人間。自分の「家」の墓を守るのがやつと、まして遠く離れた親戚の墓などは継げぬ、というわけだ。

このように無縁墓の増加の原因には、一方では「家」意識の希薄化があげられるが、もう一方では逆に、この「家」意識が残るがために無縁墓の原因となることも考えられる。それは、女が結婚して改姓すると夫側の家人間になつた、戦前の民法時代の意識が今なお色濃く残り、結婚改姓した妻は実家の墓を継ぐのが困難といった事態をおこしているからだ。子どもの数が少なくなり、女の子だけの家も増え、事は深刻だ。「家」意識は希薄化しているといふのに、片方で「墓」の承継システムが人々を「家の墓」に縛つている。その歪が現われたのが「無縁墓」。墓が「〇〇家之墓」でなく、誰が承継してもよければ、また事が変わつていただろうし、承継システムなんぞなければ「無縁墓」などと騒ぎ立てることもなかつたのに。

今でこそ、まだ大問題に発展していないが、今後、シングル・デインクスと、「後継ぎ」などはじめから存在しない人たち、つまり「無縁墓」になることが約束された人たちがどんどん増えていくのであるから、このような「後継ぎシステム」の限界は見えている。このままでいけば、いずれはパニックだ。最後に、何をもつて「無縁墓」というかについて触れておくことにしよう。

まず、法律のうえで「無縁」はどう規定されているか。武内康博氏（前出）の調べによると、一九六二年七月三〇日の最高裁の決定では次のようにある。

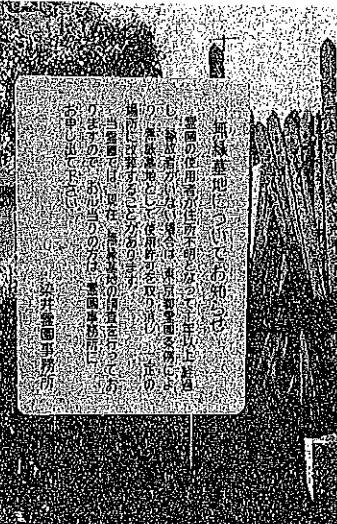
「無縁墓とは葬られた死者を弔うべき縁故者がいなくなつた墳墓をいう」

結局、竹内氏は「無縁墓とは民法八九七条の祭祀承継者がいないと認定された墳墓である。認定されていらない墳墓は、あくまでも無縁と推定される墳墓であつて、無縁墓ではない」といつている。

「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」には次のように規定されている。

無縁墓地については、都も頭を悩ましている

### 第三条



無縁墓に埋葬された死体（妊娠四月以上の胎児を含む。以下同じ。）又は埋葬された焼骨の改葬を行うとする者は、前条の申請書に、左に掲げる事実を証明する書類及びその墳墓の写真若しくは図面を添えて、これを墳墓所在地の市町村長に提出しなければならない。但し、当該土地の使用に関する権利が相当法令の規定に基き公に消滅させられ又はその消滅が公に確認されていなければならない。

回答を得たこと。

二、墓地使用者及び死亡者の縁故者の申出を催告する旨を、二種以上の日刊新聞に、三回以上公告し、

その最終の公告の日から二月以内にその申出が無かつたこと。

この規定自体がいろいろな問題をはらんでいる。

その一つ、二項にある新聞公告の問題であるが、購読者数のある程度多い新聞の日刊に三回以上公告を出すということは、数百万円を要し、なかなかお金のいる話なのである。それに都営霊園では管理料が払われなくて一〇年以上という規定もある。無縁墓と認定して片付けられるまでには相当の時間とお金がかかるというわけだ。

だからこそ販売の最初に「後継ぎ」があるかないかがうるさくチェックされるというわけだ。民営の霊園の場合は、一〇年間も待てないということで、その使用規則に「五カ年、無届けのまま管理料の納付がないとき」「一カ年以上管理料を納めなかつたとき」、使用の取り消しを行うと規定されていたりする。

### 後継ぎシステム反対派の声

私はアンケートのなかで「現在のような後継ぎを決め、骨灰を海山に撒く自由のない墓をどう思うか？」尋ねてみた。すると「良くない」「法律を改正すべき」と答えた人は、複数回答を補正しても六五・五%にもなつた。その意見のうち「後継ぎ」に関して述べられているものの一部を列挙して、この

章を閉じたいと思う。

- ▽男子偏重、家制度の存続の実質的理由となつてゐる。
- ▽墓で子どもや孫を縛るのは良くないと思う。
- ▽自分の一生は自分で終る。子供に負担をかけたくない。
- ▽いろいろな立場の方がいると思うし、今の法律だと困る人がきつといふと思うので、もつと自由にすべきだと思う。
- ▽こんな法律があるから遺族間の争いのタネがまた増える。
- ▽長男長女社会に「墓を継ぐ」なんてナンセンス！ 無理です。
- ▽墓が生者のためのものであり、その生者を管理するために利用されているから。
- ▽先祖の墓を守る守らないは、人それぞれで、法律で規定されるべきものではないと思う。
- ▽後継ぎ制は、家族や人間関係のあり方を不自由にするので反対。
- ▽死んだときのことまで法律で決められたまらない。法律で決める事柄とは思えない。
- ▽何事にも規定するのは良くない。規定、規制は少ないほうがいい。せめて死んだあとぐらいは。
- ▽人間の自由を束縛する封建的、旧態依然たる制度だから。
- ▽このアンケート自体、「家」にこだわっているように思える。不特定多数、知らぬ人で良いではないか。

- ▽後に残つた者にまで、宗教の差であるとか、法律的な事情とか、もうもろの面倒を強いるのは本意ではないし、死者一般の本意でもないと思う。
- ▽金銭上のことで、後継ぎが必要だというなら、生前に自分で保証してもよいのでは。

## IV 「葬法の自由」はあるの？



仏像の体内にお骨を納め、永代供養する「お骨仏」。  
東京深川の法乗院。

## 一、お墓の歴史

明治以来、遺体であれ、遺骨であれ、土のなかに「埋葬」することが日本人の慣習であるという観点から、法律では、葬送の方法について、埋葬以外の方法には触れていない。よって、海山に撒くことは、お墓の法律であるところの「墓地、埋葬等に関する法律」には規定がない。

ところが、お墓の歴史をひもとけば、かつては骨を撒く散骨もあつたし、長い間、庶民は墓石など建てず、死体捨て場に遺体を捨てていた時代もあった。一般に庶民が墓を建てるようになつたのは江戸時代からで、徳川幕府がとつた檀家制度によって、それまでの墓の慣習が塗りかえられたのだ。しかしそのときは、まだ個人の墓が主流だった。

それが明治政府の政策によつて、巧みに「家」の墓に変化させられた。したがつて今、私たちが先祖代々の墓だから無縁にできないと、存続をこだわつたところで、もとをただせば、たかだか明治の墓といつたことになりかねない。庶民の慣習は、特に江戸以降、時の権力者の政策によつて変えられてきた。そこで統いては、お墓の歴史について考えてみたい。そのうえで現代人が今、自分の葬り方にどのような意識をもつてているのかを検証してみたいと思う。

### 万葉時代にあつた「火葬」

「火葬」というと、「土葬」に取つて代つた「近代的な埋葬法」で、過去にはそのような風習はなかつたかのようなイメージがありはしないだろうか。

ところが火葬の歴史は意外と古い。考古学的にも七世紀初頭を下らないという「カマド塚」や奈良時代には既に骨を入れる骨臓器がいくつか発見されているが、火葬墓としての確実な例とはいひ難いようだ。火葬は、だいたい仏教の伝来とともに広まつたもので、六・七世紀になると文献に出始めてくる。

その一つ、「万葉集」のなかにも火葬を詠んだ歌があつた。

大化の改新以来、都には貴族的な文化が咲き誇つていた。宫廷のサロンには、事あるごとに歌をもつて天皇一族を讃めたえる職業歌人といつた存在も現われた。彼らは行幸に付き従つては、その土地を讃め、天皇をたたえる歌をつくり、天皇またはその親族が亡くなつた折には、亡き人を慕い悲しむ宫廷挽歌をつくつた。柿本人麻呂も、持統・文武両朝に仕えた職業歌人の一人だつた。

土形娘子を泊瀬山に火葬する時、柿本人麻呂の作る歌一首

○こもりくの泊瀬の山の山の際まにいさよう雲は妹にかもあらむ（巻第三・四二八）  
（泊瀬の山の間に漂つてゐる雲は、あのいとしい人であろうか）

溺れ死にし出雲娘子を吉野に火葬る時、柿本朝臣人麻呂の作る歌二首

○山の際<sup>\*</sup>ゆ出雲の児らは霧なれや吉野の山の嶺にたなびく（同・四二九）

（出雲娘子は霧であるいうのか、吉野の山の峰にたなびいている）

○やくもさす出雲の児らが黒髪は吉野の川の沖になづさふ（同・四三〇）

（出雲の娘子の黒髪は吉野の川の沖に浮び漂つてゐる）

四二八番の「土形娘子」は、応神の御子・大山守命の子孫であるといわれている。また、四一九、四三〇番の「出雲娘」は定かでないが、持統天皇の吉野行幸中の出来事であると推測され、供奉の采女ではないかともいわれている。ともに「ハレ」の場で詠まれた歌であることが分かる。

これらの歌は、「火葬の時」というその詞書きからも分かるように、いずれも柿本人麻呂が火葬に際して詠んだものであるが、なかでも気をつけたいのは、「人の死」をどう表現しているかだ。それは「火葬の煙」を「雲」「霧」に見立てて詠むといった表現方法をとっている。これは、人麻呂特有的詠み方ではなく、この時代の挽歌に共通の表現である。その証拠に「火葬の煙」を「雲」に見立てた歌には、ほかに一四〇六・一四〇七・三三二五（後に掲載）などの歌がある。

それが古今和歌集になると、「死」を「はかなく消える露」に見立てた表現が多くなるように、死者への哀悼歌をいかに詠むか、各時代には共通の表現技法があつた。

つまり、「人の死」を「雲に見立てた火葬の煙」で表現して、共通に理解できる状態が万葉時代にあ

つたことがうかがえる。言い換えれば、「火葬」が定着していなかつたら、このような表現は生まれなかつただろう。ただそれは限られた貴族の葬法であつて、一般農民は「風葬」、つまり死体遺棄葬だったのだ。

今でこそ火葬は、いかに短時間で焼くかという燃費効率の追求の結果、遺族が火葬場で待つてゐる間に電気や灯油で一気に焼きあげてしまうが、当時の野焼きでは、遺体が燃えやすいように穴を掘つて多量の薪と藁を下に置き、棺の上にも積み上げて、焼きあがるまでに一晩以上かかった。考えてみてもわかるが、人間を焼きあげるという行為は、乾燥したものを焼くのと違つて、大変なことだ。万葉時代といつても例外ではない。人里離れた野山から愛しい人を焼く煙を、いつまでもいつまでも眺めることは、何とも辛く空しい時間の経過であつたことだろう。

「火葬の煙」を「雲」に見立てた歌

○秋津野に朝居る雲の失せ行けば昨日も今日もなき人思ほゆ（巻七・一四〇六）

（秋津野に朝かかっていた雲が消えてしまふと、昨日も今日も亡き人が思われる）

○こもりくの泊瀬の山に霞立ちたなびく雲は妹にからむ（同・一四〇七）

（こもりくの泊瀬の山に霞となつて、たなびいている雲は妻なのであろうか）

○つのさはふ磐余の山に白たへにかかる雲は皇子かも（巻一三・三三二五、三三二四の反歌）

（磐余の山に真つ白にかかっている雲は、大君であろうかなあ）

そのほか、遺骨を詠んだ歌があるので紹介しておこう。

○鏡なす我が見し君を阿婆の野の花橘の珠に拾ひつ（巻七・一四〇四）

（鏡のように、いつも私が見たあなたの骨を、阿婆の野の橘の花の珠として拾つた）

\*花橘の白い花を、首飾りにすることがあつた。火葬後、拾い集めた骨を花橘にたとえた。

万葉集のほか、『続日本紀』の文武天皇四年（西暦七〇〇年）三月の条に、奈良の元興寺の開祖、僧の道昭が火葬にされたという記録がある。唐の玄奘三藏に学んできた道昭の遺言によつて火葬されたものである。

天下の火葬此より始まり。世伝えて云はく、「火葬し畢りて、親族と弟子と相争ひて、和上<sup>おだやか</sup>の骨<sup>く�</sup>を取りて斂めむと欲するに、飄風<sup>つむじかぜ</sup>忽に起りて、灰骨<sup>ほね</sup>を吹き颶<sup>あ</sup>げて、終にその処を知らず。時の人異ぶ」といへり。

ここでいうように、道昭の火葬を日本の火葬の始まりと認めるには躊躇される研究諸説が多くあるが、こんなことはいえそうだ。そのとき「つむじ風が急に起つて、骨灰を吹き上げ、どこへ行つたか分からなくなつてしまつた」というような散骨に似た現象が起つたという。火葬は、当時の人々に深い印象を与えたようだ。これを知つた、道昭を重んじていた持統天皇や、文武、元明、元正の各帝が相次いで火葬に付せられたところをみると、道昭の火葬が、これを流行<sup>はやき</sup>せたもとにになつたとも考えられる。

『万葉集』の火葬の歌を詠んだ柿本人麻呂も、この持統・文武両朝に仕えた職業歌人で、ちょうど時を同じくしている。

火葬はその後も続くが、火葬が土葬に取つて代わつて行くわけではなかつた。むしろ、この時代、一部の人流行つたといつたほうがいいだろう。

それまで、天皇の葬儀では大きな墳丘をつくつてそのなかに埋め、周囲に濠をめぐらせ、多くの労力と経費をかけた。ところが、文武天皇は、大宝元年（七〇一）喪葬令を定めて厚葬を禁じ、天皇自ら火葬して大きな墳墓をつくらせなかつた。仏教的な思想とともに遺体を骨灰という小さなものにしてしまう火葬が、こんな変革に一役かつていたのであろうか。

### 日本にもあつた「散骨」

また、現行法の下ではまず不可能である「散骨」も古い文献に出てきた。

まず、『万葉集』のそれから紹介することにしよう。次の歌は、野原や山辺に火葬した骨を撒く慣習を詠んだものである。

○秋津野を人のかくれば朝撒<sup>あ</sup>きし君が思ほえて嘆きは止まず（一四〇五）

（秋津野を人が口にすると、朝その骨を撒いたあなたのこと�이出され嘆きは止まない）

○玉梓<sup>たまづき</sup>の妹は玉かもあしひきの清き山辺に撒けば撒きぬる（一四一五）

（妻は玉なのか、清い山辺に骨を撒いたら散らばつてしまつた）

\*一四一六の歌も一四一五の異伝で、同様な歌が見られる。

『万葉集』のほかに、『続日本紀』にも散骨の例が出てくる。

『続日本後紀』承和七年（八四〇）五月辛巳に、後太上天皇（淳和天皇）の遺詔として

「今宜しく骨を碎いて粉と為し、之を山中に散らしめよ」とあり、「予聞く、人没すれば精魂は天に帰す而して空しく家墓存して鬼物焉に憑る。終にして崇りを為し、長く後累を胎す」と言っている。つまり、人が死ねば魂は天に昇ってしまうものだ。墓を作ればそこに鬼物がとりついて、後々まで崇る。だから骨を碎いて山中に撒いてくれ、と。

これに対して、同月戊子の夕刻に「後太上天皇、山城國乙訓郡物集村に於て葬り奉る。御骨を粉に碎いて、大原野西山嶺の上に散じ奉る」と記されている。希望通り無事、山中に撒いたというわけだ。これによれば散骨は、どうやら遺体や土葬の汚れに対する忌み嫌いから行われていたようだ。

このように、火葬は現代的な葬法だと思っていたが、意外と万葉の昔からあつたことや、我が国の伝統ではないと思っていた散骨も、かつて存在していたことがわかつた。日本人の伝統的な葬法にかくも幅のあつたことを知つて、きっと「私も海山に骨灰を撒きたい」などと思っている人が多いのではないだろうか。

### 一般民衆は風葬が主流

これまで、天皇や貴族と、その周辺の葬法を見てきた。ところが一般民衆は、決して同様ではなかつ

た。薪をたくさん必要とする贅沢な火葬が、一般民衆の間でも行われるようになるのは、もつと時代が下がって、仏教が民衆の間に広まつてからだつた。では一体、民衆はどんな風にしていたのだろうか。

日本人は古い昔から、人が死ねばその靈魂は裏山のぼり、しだいに淨められて祖靈になると自然に信じてきた。また海辺の村では、海の向こうに理想の世界が横たわり、そこに魂の行き先があると見てきた。人間の魂は、山中の地獄谷や賽の河原を抜けて、山頂の極楽淨土にのぼっていくのだと考えられた。

また、当時は死の穢れに対する禁忌が非常に強く存在していた。だから、遺体は人里離れた山あいや海辺に放置されたのだ。いや、どちらが先だか分からぬ。遺体が朽ち、鳥などについばまれ、目を覆うような状態になるのを見て、死の穢れを忌み嫌うようになったのかもしれない。

ともあれ、遺体は捨てられていたと聞いて、現代人が思うところの「何と冷酷な、気持ちが悪い」といった感覚は、当時にはあてはまらない。それは当時なりの「良し」とする葬法であつたからだ。当時の人は、靈魂は死体から抜け出し浮遊するもので、遺体はその器にすぎないと考えた。今でこそ、骨は大事な対象物だが、当時は何の意味もなさなかつたのだ。キリスト教圏では、遺骨よりも遺体にその意味があり、チベットでは、鳥葬といって、山などに死体を遺棄して、それを鳥に食べられてこそ幸せと考え、インドでは、ガンジス河に流してこそ成仏できると考えている。このように、その土地や考え方、宗教、そして時代によつても価値観が違うのである。したがつて日本がかつて死体を捨てていたからと、いつて、今の我々の感覚でとらえては、当時の人々の心理を見失うことになるだろう。

遺体を捨てていたといふことは、ほかにこんな言葉の意味からも裏づけられる。それは、「葬る」という語である。「葬る」という動詞は、古くは「ハフル」と発音し、「放る」と同意であつたといふ。青森県では埋葬することを「投げに行く」といふ、墓を「ナゲシヨ」と呼んだ。

### 古典文学に表われた葬送

吉田兼好が書いた『徒然草』に次のようにある。

都の中に多き人、死なざる日はあるべからず。一日に一人、二人のみならむや。鳥部野舟岡さらぬ野山にも、送る数多かる日はあれども、送らぬ日はなし。されば棺をひさくもの、作りてうち置くほどなし。

〈訳〉都の中にいる多くの人のうち、誰かが死なない日はなかろう。しかも、その数は一日に一人や二人ばかりではあるまい。鳥部野や舟岡、その他の野山に、埋葬する遺骸の数の多い日はあっても、一人も送らない日はない。だから、棺を売る者は、作った棺を置いておくひまもないのである。

からはけうとき山のなかにをさめて、さるべき日ばかり詣でつゝ見れば、ほどなく卒塔婆も苔むし、木の葉ふり埋みて、夕の嵐・夜の月のみぞ、こととふよすがなりける。(略)

思ひ出でてしのぶ人あらむほどこそあらめ、そもそもほどなくうせて、聞き伝ふるばかりの末々は



京都・嵯峨野のあだし野の石塔群。念佛寺。

あはれとやは思ふ。さるは、跡とふわざも絶えねれば、いづれの人と名をだに知らず、日々の春の草のみぞ、心あらむ人はあはれとも見るべきを、はては嵐にむせびし松も、千年を待たで薪にくだかれ、古き墳はすかれて田となりぬ。そのかただになくなりぬるぞかなしき。

### 三〇段

〈訳〉死骸は山の中に葬つて、命日などの日に参つてみると、まもなく卒塔婆も苔むし、木の葉に埋もれている。(略)

思ひ出して偲んでくれる人がいるうちはまだよい。そういう人さえもこの世を去つてしまふ。故人のことを聞き伝えているだけの遠い子孫が、見も知らぬ先祖を追慕するはずもあるまい。当然、その冥福をとむらうこともすたれると、誰の墓であるかわからなくなる。毎年春になると、墓のあたりに草が生え、心

ある人はその風情にひかれもしよう。しかし、さらに歳月がたつと、風を受けて悲しげに音をひびかせていた墓所の松も千年の寿命をまつとうせずに切られて薪となり、墓は掘りかえされて田となってしまう。かくて、その跡さえなくなってしまうのは悲しいことである。

あだし野の露消ゆる時なく、鳥部山の煙立ちも去らでのみ住みはつるならひなれば、いかに物のあはれもなからむ。世は定めなきこそいみじけれ

七段

〈訳〉あだし野の露は消える時がなく、鳥部山の煙はつねに立ちのぼっている。人もその露や煙のごとく、この世に存在し続けるのであつたなら、どれほどあじけないことだろうか。この世は無常だからこそ、素晴らしいのである。

ここに出てくる鳥部（辺）山、舟岡、あだし野は、ともに古来より人々が無常の葬を送る野辺、つまり共同の墓地だった。

京の西大路通りから西はもう人がほとんど住まない野山で、都の人々の風葬の地であつたという。四条大宮から嵐電に乗つて西へ向かうと「帷子の辻」<sup>（まづるのつじ）</sup>といふ駅を通る。経帷子は死人の着る着物のことである。終点の嵐山駅からあだし野へ道は通じていて、この嵯峨野の奥、小倉山の麓にあるあだし野には、弘法大師が開いた念佛寺があり、当時、野ざらしとなつていた遺骸を埋葬したと伝えられている。後世は土葬の地として人々が石仏をまつり、その靈を慰めたが、はじめは風葬であつた。

また同じ京の西でも西南の賀茂川と桂川の合流する付近を佐比河原といい、平安時代以来の墓地とされていた。さらに西北の郊外にあたる蓮華台野には火葬場が、舟岡に葬地があつた。多くは京の西側だが、東山にもあつた。清水寺の南の丘陵を鳥辺（部）山といい、火葬の折に立ちのぼる煙がよく和歌などに詠まれ、無常・哀傷の念をかきたてる地として知られている。

また、芥川竜之介の『羅生門』がモデルにした『今昔物語』第一八には、京の都の南の門・羅城門の上層に遺棄された死骸の様がリアルに書かれている。遺体の頭髪を抜いてかつらにしようとする白髪の老女、それを脅して、老女が抜き取つた頭髪や着衣まで奪い去つた盜人の話だ。遺体が身近にあつたことがうかがえる。

### 墓石と寺院墓地の誕生

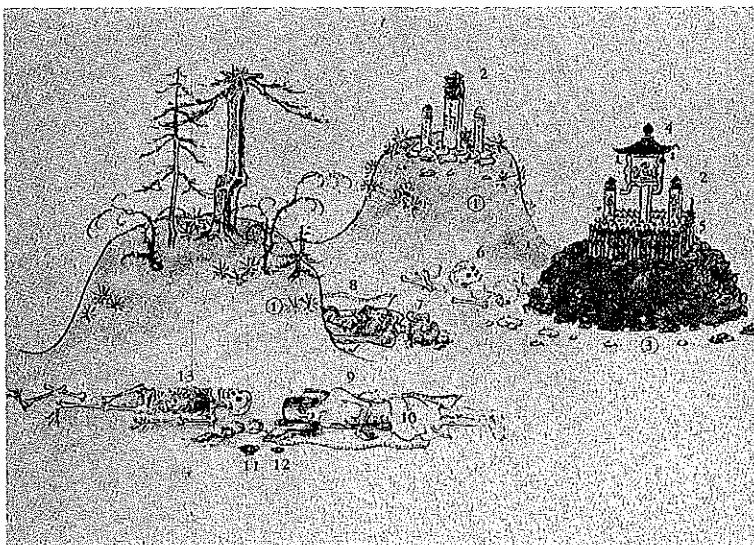
文字として残るものを見せてきたが、葬送は、絵にも描かれている。病気の様子や、出産のさま、排泄に至るまで、実際にリアルに描かれた絵草紙のなかには当然、墓地の様子も描かれていた。『餓鬼草紙』『北野天神縁起絵巻』や『一遍聖絵』他がそれで、平安末期から鎌倉時代の葬送の様子が描かれている。

まずどの絵の墓地も人里はなれた山の頂上か空き地の類で、塚が点々とあるそばには野ざらしの遺体が無造作に横たわり、犬や鳥のかつこうの餌となつていていたりする。下層の者は、埋葬地へ運ばれ、置かれたままの状態。しいていえば、庭の上にのせられたもの、木棺のなかに入れられたもの、何も敷いて

もらえないものなどの別がある。これらはみな

な動物に食べられ、腐乱してやがて白骨と化す。それもいつかはバラバラになり、その原形をとどめなくなる。そこには一般民衆のまさに死体捨て場の図が描かれている。

しかし、葬法は一つだけではなかつた。遺



①盛土塚 ②卒塔婆 ③石積塚 ④供養塔 ⑤小さい卒塔婆（忌垣）  
⑥頭蓋骨 ⑦死体（男） ⑧蓼 ⑨死体（女） ⑩布 ⑪槌  
⑫畝 ⑬骸骨 （「餓鬼草紙」より『日本常民生活絵引』平凡社）

棄された死体の付近には、小さな土まんじゅう（盛土塚）や、石を積み上げ、その上に卒塔婆や五輪塔（地・水・火・風・空を表わすもの）、板碑や自然石を建ててある墓も見受けられる。すなわち、共同埋葬地には、盛土塚、積石塚（崩れ落ちる心配のない、火葬された遺骨か、改葬された遺骨が埋まっていると考えられる）、誰とも知れない死骸や骸骨があつて、いろいろな葬法が渾然一体として

いたことがわかる。

これらの卒塔婆や五輪塔などは、最初は、現在の墓石のように埋葬の目印、つまり墓標としてあるのではなく、畏怖すべき死体から出でてくる悪鬼を封じ込めるものであつた。したがつて、埋葬時だけの一時的なもので、その後は朽ち果てようと顧られない性格のものであつた。

ところが、一世紀ごろを境にして、死体に対する態度が変化してきた。一般に平安時代半ばごろまでは、貴族であつても死者は遺棄するか放置するのが普通であつたが、遺体が捨てるべき畏怖の対象から、供養・祭祀されるべきものに変化していった。卒塔婆や五輪塔もまた、悪鬼よけから供養・埋葬の目印と変り、これが室町時代の後半になつて、現在の角柱状の墓石へ変わっていくのである。

もう一つ、このような遺体に対する意識の変化は、墓のあるところへ「寺」をつくらせた。最初、墓地の近くには埋葬に訪れた一行が休めるようなあづまやが建てられるようになり、続いて墓所を管理維持するものが住むようになつて、これがのちに寺となつた。

藤原氏のつくつた淨妙寺といふ寺も、このような歴史的経過のもとにつくられたものだ。平安時代に貴族は、それぞれ埋葬地を持つていて、藤原氏は木幡（京都府・宇治市）に一門の葬送の地があつた。初めは遺体を運んでしまえば、ほとんどそこに行くことはなかつたようだが、道長の時代になると、三昧堂（墓所にある葬式用のお堂）として淨妙寺といふ寺が建てられた。

ところで、このような時代の過渡期に、新旧両方の観念が同時に存在していた墓があつた。それは、一方では死者や葬地の穢れを恐れる古い觀念が依然として支配していながら、一方では死者のために石

碑を建てて祀るという、二つの観念と形態をもつた「両墓制」である。つまり、ウメバカ（埋め墓）・ステハカ（捨て墓）などと呼ばれる実際に遺体を埋める埋葬地（石塔は建てない）と、マイリバカ（詣り墓）と呼ばれる死者を祀る祭地の両方があつた。

その分布は、文化の中心であつた近畿地方に一番多く、この地方では火葬の広まつた都市部のほかは、むしろ両墓制が普通であつた。次いで中部地方から関東地方にかけてや、中国、四国、東部におよび、東北地方にもごく少ないが、あることはある。このように、文化の中心地から東西に広まつていつたと推測されている。

両墓制の成立時期は、中世末から近世初期で、明治初年のころまで存在していた。この時期は近世村落の成立や檀家制度の成立発展時期と重なりあう。

### 檀家制度が庶民の慣習を変えた

支配階級や権力者など墓を建てることのできる者たちは、平安末期のころから寺を墓地とすることが多くなり、その傾向は鎌倉時代に盛んになつた。しかし庶民の墓は、あつてもせめて小さな石を置くぐらいたつた。それが、庶民に急激に自分のお墓を持たせたのは、徳川幕府のとつた檀家制度だつた。要するに、庶民の墓に関する慣習は、ここで時の政府によつて塗り替えられたのである。

幕府は、民衆を支配するために、百姓・町人一人残らずどこかの寺の檀家になることを義務づけ、キリストンなど幕府に従わぬ危険思想をもつ宗徒を根絶しようとした。庶民は宗門人別帳に名を記載され、

勝手に宗旨を変え、寺を離ることは御法度になつた。いわゆる、信教の自由がないばかりか、庶民はこれでしつかり管理されたのである。個人のデータが管理されるという点においては、今の戸籍のようなものだ。それを取り締まつたのは、当然、檀那寺<sup>だんなじ</sup>であつた。

江戸時代までの仏教は、人の生きるべき道を説き、民衆とともに生きてきた。室町時代には本願寺の僧侶が率いる一向一揆が起つたり、幕府の体制に疑問を抱き、正しい道を説く僧侶が大勢いた。ところが江戸期に至り、幕藩体制が確立するにつれて、体制側に寝返つて、幕藩体制による民衆支配に全面的な協力をするようになつた。僧は、完全にお上にたてつかない従順な民衆を育てる側にまわつてしまつたのである。その見返りとして朱印地・黒印地とよばれる土地をもらい、さらに政治的にも保護を受けた。

これで僧侶の生活は安泰と思いきや、今まで生き方を説いていた僧侶が、ただの幕藩の公務員になり下がつてしまつたのだから、庶民たちはお布施を払うはずがない。それに一度、向上しかかつた生活はなかなか落とせはない。そこで、格の低い勧進聖<sup>かんじんじやう</sup>と呼ばれる者が行つていた、檀家の葬式と墓の世話でお金を得ようとした。しかし、人間死ぬのは一度だけ。これでは先が見えていると、考えた策が先祖の法要の回数を増やすことであつた。そのため過去帳がつくられた。

先祖の法要を強要し、そうすることが故人への供養だと。また、手厚く葬ることが死者への供養であり、親孝行であると民衆に説き始めた。こうして得たお布施が、僧侶の生活を支えた。

そうして商人などが競つて大きな墓を建てたり、普通は許されない上等な戒名をお金で買い取つたり

するようになる。

この寺と檀家の関係は、明治になつて制度の公的な力を失うまで三〇〇年も続いていくことになる。供養しないと「成仏できない」とか、「たたりがある」なんてことに縛られて、供養している人があつたとしたら、遺体を遺棄することを「良し」とする時代もあつたのだし、檀家制度の成り立ちも含めて、もつと原点に返つて考えてみたらどうだろう。肝心なのは心の問題であるように思うが……。

### 「家の墓」——ルーツは明治

庶民は、江戸幕府の檀家制度によつて寺の墓地に墓石を建てるようになつたが、そのときはまだ、決して現代のような「家」の墓ではなかつた。ほとんどが個人墓か夫婦墓であつたのだ。それが何と、明治政府の政策によつて「先祖代々之墓」「○○家之墓」に、一挙に変えられるのである。

ところで考えていただきたいのは、これまでの日本人の死後および墓に対する観念だ。かつて長いこと、人間の魂は遺体から遊離し、浮遊するものだと考えられてきた。だからこそ、遺体は魂の抜け殻。そればかりか死の穢れを忌み嫌い、遺体は大事にされるどころか、遺棄されていた。それゆえ、現在のような「先祖代々之墓」「○○家之墓」がリアリティをもつには、遺骨と靈の間がつながらないとならない。現代は、遺骨さまざま。遺骨を拌み、遺骨に話しかけている。こうなるには、靈は浮遊せず、遺骨と同じ所にいるようにならなければならない。野山に放置された遺体や遺骨を、大切に祀り、拌むようになる、「観念の変化」の兆しは、これまでにお話してきた。しかし、新旧の観念を同時に持つた

両墓制が広く分布していたことからも分かるように、長い間の慣習が、「何事」もなく一挙に変わりはない。それは何だつたのだろうか。

江戸時代には、民衆から幕府に寝返つた僧侶および寺が経済的・政治的に優遇されたという話はした。ところが、明治政府は、この僧侶および寺とは縁を切つたのだ。それはなぜか。

江戸幕府から政権を奪い取つた維新政府は、王政復古を国家の基本的ポリシーに据えた。そこで大きく世の中を変えたのは、「神道国教化」政策と「廢仏毀釈」運動であつた。

国家の民衆支配体制を変えるには、幕藩体制のもとでいわば国教化していた仏教を排して、新たに神道を用いようと。そしてその最高峰に、神に仕立てあげた天皇を置くことによつて、民衆を内面から支配しようとした。

さつそく、一八六八年（明・元）に「神仏分離令」を発布。民衆の間で仏の番犬的存在であつた神を盛り立てるため、神を仏から独立させようとしてとつた策だ。その効力があつて、廢仏毀釈運動が各地で起つて、寺院や仏像などが壊されたり焼かれたりした。

一八七一年（明・四）には、政府は江戸時代の檀家制度の神社版であるところの「氏子調べ」の法令を発布した。これは全ての国民を神社の氏子に編成し、支配しようとしたもので、今度は寺の僧侶に変わつて、神社の神主が国家の官吏の役割を果たすことになつた。神社にはもちろん特權が与えられた。ただしこれは、反対もあつて二年後に失敗に終わり、廃止になつた。そのかわり、この年、「戸籍法」が制定されたのだ。

このように、天皇を現人神の存在にし、神道の国教化とともに絶対的権力を持たせて、そこに登場していくのが「家」意識である。そこで墓は、「家」の墓に変えられていく。

一八九〇年（明・二三）に旧民法が公布され、つづいて一八九八年（明・三一）に明治民法が施行されている。この明治民法が成立するにあたって、「家の祭祀の対象としての墳墓」という観念が定着することになった。

これには、次に述べる明治政府の墓地政策と少なからず関係してくる。要するに、墓地は勝手につくつてはいけないという法律ができたため、墓地不足になり、そうなると土葬よりスペースを取らない火葬が普及するようになる。遺体ではスペースをとり、一つにまとまりにくく個人墓向きだが、火葬ならば「家の墓」として合祀するには最適。このように火葬は「家の墓」を定着させるのに一役買つた。この「家の墓」は、明治中期以降になると「先祖代々の墓」という意識をもつようになり、その承継は「家督相続の特權」とし（民法によつて規定）、かくして墓は「家の祭祀」として定着した。この意識が現代につながつてしているのである。

#### 明治政府が奪つた葬法の自由

仏教は火葬、神道は土葬、がその主なる慣習。したがつて仏教に変わって神道を国教化しようとした明治政府は、一八七三年（明・六）七月に、「火葬禁止令」を出した。

○太政官布告第二五三号（明治六年七月一八日）

#### 火葬ノ儀自今禁止候條此旨布告候事

ところが、東京や大阪など、墓地不足の都市部を中心に猛烈な反対が起つて、その二年後に廃止された。

このような、明治初年における墓地・埋葬に関する行政を集約したものが、一八八四年（明・一七）の「墓地及埋葬取締規則」である。

茨城キリスト教短期大学の森謙二氏は、比較家族史学会（一九八九年六月一〇日・第一五回研究大会）において、明治初年の墓地や埋葬に関する法制の展開について発表し、この「墓地及埋葬取締規則」については、「國家神道の確立、いわゆる『祭祀と宗教の分離』を前提として、人間の死をとりあえず宗教の問題からも切り離し、国家行政の管理化に置いたもの、と位置づけることができるであろう」と述べ、詳細にその過程を論証している。

国家が強引に墓地政策を打ち出していくうえで、当時の民衆の慣習が、国家のそれと違うがゆえに困惑し、様々な問題が生じた。民衆の訴えや現状を、法律にのつとつてどう解釈するか、困惑したのは民衆だけではなく、取り締まる側の各自治体の役人たちも同様だった。判断に困った役人から「伺い書」がどんどん届けられ、それに対する「指令」もまた多かつた。これらのいくつかを解説した森氏によれば、明治維新から二〇年までの、葬送や墓地・墳墓に関する法令や伺いに対する指令の数は、一〇〇件を越えるであろうということだ。いかに国家が、現状に合わぬものを強引に押し進めたかが、その数の多さでわかるだろう。

森謙二氏はまた、明治政府の墓地政策に対し、二つのことを問題にしている。

「墓地を『遺体や遺骨を埋葬・埋蔵する場』として規定し、『墓地以外に遺体や遺骨を、埋葬・埋蔵することを禁じた』ことは、一つには遺体や遺骨を遺棄する習俗に大きな影響を与えたであろうこと（このころまだ両墓制や一村総墓制などが盛んに存在していた）。実質的には水葬や風葬が不可能になつたし、焼骨を海に撒くことも不可能になつた。さらに、『墓地及埋葬取締規則』以降は、屋敷地内に墓地を新設することが不可能になつた。このように葬法および墓制に関する習俗が、この時期以降大きく変わった可能性があることを認識しておかなければならぬだろう」。

今日、私たちが規制されるところの「墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）」は、これが元となつてゐる。「家」意識が風化しつつある現代人のなかに、骨灰を海山に撒きたいという人が出てこようと、墓はいらないという人、遺体は風葬にしてほしいなんて人が出てこようと、それは日本の長い葬法の歴史のうえでは、本筋であつたわけであるから、当然といえるのだろう。

## 一一 あなたは、どんな葬法がいいか？

### 墓以外に埋められない法律

明治時代にできた「墓地及埋葬取締規則」をもとにしてつくられたのが、現代の「墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）」だ。したがつて、「墓地及埋葬取締規則」と同様に、埋葬（死体を土中に葬ること）と焼骨の埋蔵は、「墓地」以外の区域では行つてはいけないと規定している（第四条）。そしてその「墓地」とは「墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域」（第二条五項）で、墳墓とは、「死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設」をいう（第二条四項）。要するに「都道府県知事の許可した墓地以外は、遺体や遺骨は埋めてはいけない」ことになつてゐるのだ。自分の家の庭や適当な土地に勝手に埋めることができない。

埋める方法以外に「納骨堂」に安置する方法が許可されている。この「納骨堂」も、他人の委託を受けて、焼骨を収藏するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう（第一条六項）。

ところで、「無墓制」といつて、墓を作らない地域が、浄土宗系の宗派の家々に残つてゐると聞く。浄土真宗が根強く残る福井県のある地方は、もともと死者を掩むという習慣がなく、人が死ぬと遺骨は

受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行うものとする。〈以下省略〉

### （追記）散骨、認める（法務省見解・一九九一年一〇月一五日）

一九九一年一〇月五日、葬送の自由をすすめる会（一九九一年二月発足、会長・安田陸彦）が、会として初めて遺灰を海に撒く散骨を実施した。

同月一五日の公表によると、神奈川県・三浦半島の三崎港から約一二カイリ沖合の相模灘で、ヨットの上から、三〇年近く前に自殺した看護婦（当時二八歳）の遺灰を海に撒いた。船上では警笛を鳴らすとともに遺灰の入った袋に花輪をつけて海に流し、会員たちが黙とうした。友人らが、預かっていた遺骨の一部を「海の好きだった故人の気持ちをくんで、遺骨を海にかえそう」と、同会に自然葬を依頼したことだ。

この発表を受けて、法務省刑事局は「刑法一九〇条の規定は、社会的習俗としての宗教的感情などを保護するのが目的だから、葬送のための祭祀で、節度をもつて行われるかぎり問題はない」、「事案にもよるが、死者を弔う意味の目的で、葬送として相当の方法で行われたものなら、刑法の死体損壊罪の遺骨遺棄には当たらないと考える」との公式見解を示した。

また、厚生省生活衛生局企画課は「墓地埋葬等に関する法律は、遺骨を海に撒くことを想定していないため、同法に抵触することはない」。また「国民のコンセンサスを得ているかどうかが判断基準になるが、現時点では、必ずしもコンセンサスを得ているとは言えない状態であり、慎重に見守っている」とも語った。

### あとがき

最近私は、お墓の世界から抜け出して、別世界へ行つてみたいという衝動に駆られる。別にこの身が墓に入つてしまつたわけではないのだが、それ程までにとつぱりつかつてしまつたということだ。

私がお墓について考え始めたのは一〇年前。母が亡くなり、女の子だけしかいな家の承継難から妙な墓（一つの囲いの中に二つの墓がある両家墓）を作つてしまつたことからだつた。後継ぎを持たない生き方が増えるなかで、墓は依然として「家の墓」。しかも代々、後継ぎを決めなければならぬシステムなんて、家意識を今に残す根源だと。先には拙著『女の姓<sup>なまえ</sup>を返して』（創元社）で「墓と姓」の問題を取り上げ、今度は、家族崩壊では日本の先を行くアメリカまで、一人でお墓を調べに行つたりもした。

つまり、発端は女性問題からだつた。ところが最近では、火葬場の骨や、お墓の下のカロートのなかで水浸しになつた骨までリアルに知るところとなり、あげくはお坊さんの人材派遣会社にまで興味をもつてしまつた。もういかげん抜け出したいと思うのだが、問題解決の受け皿を考えいくと、お墓に「入る側」だけの問題ではなく、寺院墓地の経営難といった「墓地供給側」の問題にまでぶつかり、参入していく「企業の巨大葬祭ビジネス」との三つどもえで、なかなか問題の根が深いことを知つた。そしてついに、『月刊・住職』という専門誌から「今後の墓地経営について」といったテーマで原稿依頼ま

できてしまつた。ここまで首を突つ込んだからには、とこどん追うしかない。

時代は変わつたものだ。つくづくそう思う。ここ数年間、お墓を追い続けてきたが、墓は私に刻々と変化する夫婦、家族模様を見せてくれた。特にこのところの女性の意識革命には目を見張るものがある。あとがきを書けば、この本の原稿も全て終わりというころ、二年にわつたつて講師を引受けさせていただいた東京多摩市の「婦人問題セミナー・グループ」の人たちが、できたての「活動の記録誌」をもつてわざわざ届けに来てくれた。私の単行本の執筆もちょうど時を同じくしていたため、彼女たちの「記録誌」完成も感慨深いものがあつた。その一〇〇頁を超す記録からは、女たちが悩み、模索し、新しい何かを掘み取つて行く姿がありありと伝わってきた。妻や母としてだけ生きてきた今までから脱皮して、人生八〇年時代の自分自身をどう生きるか、試行錯誤しながら実に真剣に学び、話し合つていた。今、こんな活動やグループがあちこちでできている。

このように、時間に都合がつく妻たちはどんどん学習し成長するが、夫たちはといえば、すっかり企業戦士となつて妻や子どもの心が読めなくなつてゐる人もいる。このギャップはますます広がる一方だ。それが離婚に発展することも少なくはない。

お墓の意識調査からも、まさにこのような男女、夫婦のあり方が浮き彫りになつた。ひたすら家族のために働く男たちは、死後は当然「家族と一緒に墓に」と考えて疑わず、平均寿命の長いことを自覚した女たちは、将来に備えて家族からの精神的自立を始めた。家族・血縁を頼らず「気の合つた友人」と「共同墓地」にと考へる女性もでてきた。また、子どもの負担になりたくないから「後継ぎはいらない

い」とする人が増加した。「夫の先祖の墓はイヤ」と拒否する女性も三人に一人。なかには「夫までイヤ」といつて、さつさと自分の墓を買った人もいた。さらに「骨灰を海山に撒きたい」「墓は必要ない」「献体を希望する」といつた「墓」そのものにもこだわらない新しい意識が生れ、葬法のニーズも実際に多様化した。

ところが、当の墓はどうだろうか。相変わらず旧態依然として「家の墓」、葬法にも選択肢がほとんどないのが現状だ。とりわけ女性の気持ちと墓のあり方には大きなギャップが生じている。

シングル、離婚、再婚、子どもを産まない夫婦が年々増えているのは周知のこと。要するに「後継ぎのいない人たち」の増加だ。また、子どもは産んでもその数は減少し、一・七人と二人を切つた。これは、長男長女時代の到来を意味し、結局、結婚は長男長女どうし。したがつて、今だに「家」制度時代からの長男相続を残している墓は、結婚して姓を変えた女子は実家の墓を継ぐのは困難といった、女性側の家の「承継難」を招いている。

このような問題の解決にあたつては、民法や墓埋法の改正と、家族・血縁を超えた新しい形の墓をつくることが急務であろう。それも後継ぎのいない人たちを救つてあげるという意味合いの墓ではなく、あらゆる生き方が生前では市民権を得たのであるのだから、死後の墓ももつと堂々と出現してほしいと思う。そうでなければ差別にさえなりかねない。「家の墓」を持つ人も羨ましがるような墓を作つてしまい。家族に入る墓にしても、「〇〇家の墓」というのを止めて好きな文字を彫り、異姓の者でも継げるようしたいものだ。

井上治代（いのうえはるよ）

1950年11月11日 東京生まれ。

ルポルタージュやノンフィクション・ライター。

現代社会の諸問題を、主に女性を切り口に追究し、新聞  
・雑誌・単行本・テレビに発表。大学や公民館などで女  
性学や女性史を講演している。

＜著 書＞

- 『女の姓を返して一夫婦別姓のすすめ』創元社
- 『高齢出産—働く女の産み時期』亜紀書房
- 『いま葬儀・お墓が変わる』三省堂
- 『素敵な死にじたく』KK ベストセラーズ
- 『シリーズ変貌する家族 3—システムとしての家族』共著・岩波書店
- 『墓からの自由—地球に還る自然葬』共著・社会評論社
- 『往復書簡・豊かな老いへ』共著・朝日新聞社
- 『大衆長寿時代の死に方』共著・ミネルヴァ書房

## 現代お墓事情——ゆれる家族の中で

1990年6月20日 第1版第1刷発行

1995年12月1日 第1版第3刷発行

検印  
禁止

著者 井 上 治 代

発行者 矢 部 文 治

印刷所 岩岡印刷株式会社

発行所 創元社

大阪市中央区淡路町4の3の6

電話・大阪06(231)9010(代)

FAX・大阪06(233)3111

東京支店・東京都新宿区山吹町334-11

電話・東京03(3269)1051(代)

\*本書の全部または一部を無断で複写・複製することを禁じます。

\*落丁・乱丁はお取替えいたします。

自分が生まれたとき、既にそこにある慣習は、疑いもなく人は受け入れることだろう。それがどんなに世界的に特殊であっても、また時の政府によつて仕組まれたものであつても、なかなかわかりにくいものである。特に、死者にまつわる儀式などは、誰も死んだ経験がないだけに、「こうしなければ成仏できない」「たたりがある」といわれればかたくなに守られていく。私はこのような自分の周りにある慣習を、よいものはよいと認識することも含めて、あらためてこの本を通して見直してみたいと思つてゐる。また、今後も「家族・血縁を超えたネットワーキング」を通して、生前、老後、死後の自立を模索していきたいと思う。

この本を作るに当たり、アンケートや取材にご協力してくださつたたくさんの方々、また惜しみなくご研究の成果をお話くださいました藤井正雄先生をはじめ諸先生方、お忙しいなか推薦文を書いてくださつた上野千鶴子さん、それに多くの仕事を抱えるなか頑張つてくださつた創元社の正路恵子さん、皆さんに心より感謝いたします。

一九九〇年五月

井 上 治 代